

平成20年第344回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成20年9月16日(火曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案・請願・陳情の付託

議案第48号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

請願第6号

陳情第6号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	5番	藤	井	精	七	君	
6番	棚	木	良	一	君	7番	大	木	義	正	君	
8番	角	田	秀	明	君	9番	熊	田		宏	君	
10番	永	沼	義	和	君	11番	諸	根	重	男	君	
12番	遠	藤		守	君	13番	根	本	信	雄	君	
14番	吉	田		伸	君	15番	栗	崎	千	代	松	君
16番	柏	村		栄	君							

欠席議員(1名)

4番 鈴木一夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 野地誠君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 圓谷誠君

総務課長	会田光一君	税務課長	蛭田武良君
町民生活課長	小林伸幸君	保健福祉課長	根本孝一君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤源太君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	堀勇次君	会計管理者 兼出納室長	小針茂君
教育次長兼 学校教育課長	坂路寿紀君	生涯学習課長	水戸光男君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	内藤正昭	主幹兼 局長補佐 兼次長	水戸邦夫
--------	------	--------------------	------

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に先立ち、報告いたします。

4番、鈴木一夫君から欠席する旨の届け出がありました。

(午前10時00分)

◎議案第49号の補足説明

○議長（柏村 栄君） 本日の日程に入る前に、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

発言の機会をいただき感謝申し上げます。

さて、発言をお願いしたのは、9月11日の矢吹町議会定例会の本会議において全体審議をいただきました議案第49号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件であります。

この審議において、第4条第2項中の「職員の報酬」を「議員の議員報酬」に改める件の表現について、角田議員の質問に対し、職員の報酬の表現は誤りで議員の報酬と訂正する旨の答弁をいたしました。そもそもこの条例は昭和51年12月議会で議決、成立した条例であり、その第4条第2項の公布内容は議員の報酬となっておりますが、法規データ上の表現が職員の報酬となっていることから訂正の答弁をしたところであります。説明の意図が正確に伝わらなかったようなので、補足説明とさせていただきます。

なお、議会運営に関する基準第30項及び第31項の規定により、提出議案の訂正を別紙のとおり提出いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○8番（角田秀明君） 議長、今、町長の答弁の中で、9月11日と言っていましたけれども、11日は議会開会しておりませんので、日にちの訂正をお願いしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 町長、12日ですね。訂正。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 再度訂正をさせていただきます。

ただいま私の発言の中で、9月11日の議会の開催という話をいたしましたのが、9月12日でございます。

再々にわたっておわび申し上げ、訂正させていただきたいと思っております。

○議長（柏村 栄君） それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（柏村 栄君） 日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 角 田 秀 明 君

○議長（柏村 栄君） 通告1番、8番、角田秀明君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） おはようございます。

9月議会、トップバッターということで質問をさせていただきますが、通告の質問に入る前に、今月の10日、新聞マスメディアによって問題されました問題について、我々議会議員としてもチェック機能ができなかったというようなことで、町民の皆様方に心よりおわびを申し上げます。

昨年12月にすみれ保育園問題、また、今年度に入って町営住宅の使用料の集金盗難、そして今回の問題と、大変町民の皆さんには立て続けにご迷惑をおかけしているというようなことで、我々も心を一つにしてチェック機能をやっていかななくてはならないのかなということを考えました。改めて、ここで町民の皆さんにおわびを申し上げたいと思います。

通告に従いまして、順次質問をしたいと思います。

財政再建3カ年計画2年目になっておりますけれども、どのように進んでいるかについて。

6月の議会では、特別会計の国保会計が1億1,000万円以上の歳入不足により、財政調整基金や国民健康保険給付金の支払準備金から取り崩し19年度は乗り越えましたが、行政は予定されないことが随時常に生じることが多いわけでありまして。つい最近も、連日の大雨による自然災害も、矢吹町にとって例外ではありません。

17年に公債費比率24.3%、これが県内ワースト3というようなことで大変マスメディアを通して我々町民も大分心配をしたわけでありましてけれども、18年には公債費比率25.1%、そして19年が借り入れ返済や返済の長期借りかえなどを行い、努力の結果24.9%と県内ワースト9位にまでなりました。しかし25%ぎりぎりの公債費比率にとどまってはいますが、3カ年で7億5,000万という削減は大変な削減額であると思いますが、幸いことしは60歳定年退職の職員を中心に早期退職協力職員など12名の職員退職者の人件費が1億円ほど削減になっているわけでありまして。しかし、12人もの退職がありながら1人も新規採用しなくて、町の仕事に支障はないのかを伺っておきたいと思います。将来的に町の業務に支障は出ないのか。また、出ていないとするならば、現在の職員の皆さんが一生懸命頑張って仕事をしているので支障が出ないのか。また、先ほどのように、仕事が間に合わなくて職員が間違いを起こすのか、我々も大変心配であります。ですから、私は財政再建が予定どおり進んでいるのかを伺いたいと思います。

次に、景気低迷で町税に影響はありますかについて質問をさせていただきます。

町では収納課など、町民の皆さんに町税納入に協力をしていただくために一生懸命取り組んでおりますが、現在の状況はどうか伺いたいと思います。なぜ私が今回税の質問をするかと言いますと、今年度になって町民の皆さんと話すことが多々ありますが、そこで必ずといっていいほど出てくる問題は、町県民税や国民健康保険税が高くて大変容易でないというような話があります。議員の私に話が出るぐらいでありますから、町

に対しても何らかの影響は出ているのかと思いますが、いかがでしょうか。

また、県では20年度の法人税が100億もの減額になることを示唆しておりますが、我が町においてはどうか。原油高に伴う企業収入益の悪化や景気低迷などささやかれておりますが、財政再建3カ年の真ん中の年、我が町においてはどうか、見通しはどうかを伺いたいと思います。

次の質問に入ります。

石油高騰の中、町としての対策はあるのでしょうかについて質問をさせていただきます。

石油高騰により町も財政的に大変だと思いますが、昨年と比べ車のガソリン代や灯油代、そしてガス代、電気代など、どのくらい違っているかを伺いたいと思います。

それから、これからが本題であります。町の企業や商店、そして矢吹町の多くの町民が携わっている農業などについて伺いたいと思います。

テレビをつけますと、日本じゅうの漁師の方々が、燃料高騰のため漁に行っても赤字になるから漁に行かないほうがよいなどと言ってストライキを行っていましたが、矢吹町には幸い漁師の方々がいないので発言させていただきますが、矢吹町の基幹産業である農業などは、作物をつくるのにはすべてのものに石油がかかわっております。ですから、資材が高騰し、現在は肥料やビニール製品が4月、5月よりも1.5倍から1.7倍にもなり、来年の作物の作付には2倍にもなるだろうと言われております。また、ハウス農家の方々が、ことしの冬は暖房代を支払うと何の利益もなくなるので、植えつけをしないで春の半抑制にしないといけないなどと、農業はまさに深刻であります。昔と違って現在の農業は、石油なしで農業は成り立たないのであります。先ほども申し上げましたが、肥料や燃料が値上がりしても農産物は安値、特にことしの夏は野菜が安いので、本当に困っております。若者に農業を継いでくれと、後継者になってくれと言えないような、非常に残念であることは私が言うまでもありません。

そこで、町として、この石油高騰に対して、それぞれの職責に対し原油高対策を考えているかを伺いたいと思います。

次に、町民生活課の窓口業務や職員の時間差出勤について。

初めに、町民生活課の窓口業務について伺いたいと思います。

土日はもちろんのこと、平日も残業で業務を行っておりますが、利用率はどのくらいあるのか。また、担当課は町民生活課だけなのか伺いたいと思います。

2つ目として、庁内の出先機関の利用率はどうか伺いたいと思います。ただ、この質問については議案の48号にも条例改正に上程されており、指定管理者に管理委託を考えているようでありますので、私の質問の意図するところはわかりました。現在の利用状況だけをお知らせいただければ了解したいと思います。

町は現在、職員の残業代や手当をできるだけ減らすために、例えば2時間残業した職員には翌日の出勤をおくらせたりしておりますが、町民の方々は、その職員が昨日残業をした、そのかわりに出勤がおそくなっているなどとわからないわけでありませぬ。そのために、町職員が勤務中にスーパーで買い物をしているとか、町の中で見かけたなどと、余り評判がよくないことも聞きます。私が思うには、職員の皆さんの手当カットや残業代を少しにするための職員の皆さんの時間差出勤ではなく、何かよい方法を考えてはと思っておりますが、町長のお考えはどうかを伺いたいと思います。

次に、財政再建真っただ中、矢中改築は本当にできるのかについて。

最後の質問となりますが、この中学校の改築については、将来の矢吹町にとって財政再建団体になるかならないかの進退をかけた事業になると思います。聞くところによりますと、国は中国四川省の地震の後、文部科学省により全国の学校の耐震測定の推進を行い、改築補強工事に補助金をつけるとのことになり、我々議会も矢吹町にとって大変タイミングがよかったと喜んでいたところではありますが、何か教育委員会の話を聞くところによりますと、我が矢吹町にとってこの制度が大変難しいとのこと、矢吹町にとって厳しい進退になるのではないかと心配しております。現在の状況を考えても、資材の高騰は避けて通ることはできません。計画されている予算を30億円と考えるなら、今の資材高騰から考えて40億円からかかるのではないかと考えられます。

しかし、町民の皆さんはいろいろな考えがあり、子供たちを持っている人たちは早く学校をつくってほしいと思っておりますし、多くの町民の皆さん方は、これだけの借金があるのに、今度は中学校の改築によってそのほかの事業やサービスが受けられなくなるとは元も子もなくなると心配されております。しかし、ここで考えなくてはならないのは、これから次々と耐震測定が行われ、改築を余儀なくなったときのことも考えておかねばなりません。町民の皆様から、野崎町長でよかったと言われるようなまちづくりに邁進していただきたいと思っております。

1回の質問を終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、角田議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政再建3カ年計画の2年目として計画どおりに進んでいるかのおただしではありますが、本年度につきましては、平成19年度の未達成分2,983万9,000円を含め2億8,872万7,000円の削減効果为目标と定め、計画的に取り組んでおります。7月末現在の進捗状況は、効果目標額2億8,872万7,000円に対しまして1億8,844万3,000円で、達成率65%となっております。残り35%の主なものについては、未利用財産の処分と自主財源の確保であります。未利用財産の処分については、公有財産処分計画を策定し、広報やぶきで公募するなど販売に向けて取り組んでおりますが、引き合いはあるものの契約には至っていない状況にあります。また、自主財源の確保のうち、その大部分を占める町税については、各税目で収納率が前年度を上回っており、合計で2.4ポイント前年度同期を上回っております。新たな取り組みといたしましては、平成19年度より地方債の繰上償還や借りかえによる平準化に取り組み、効果を出しております。

今後も、進捗状況を踏まえ効果目標額の達成に向けて、厳しい状況に変わりはありませんが、月次による進行管理を徹底するなど、引き続きさらなる努力をしまいる所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、職員の新規採用について3カ年控えることで業務に支障がないかのおただしではありますが、現有職員のさらなる研さんと努力、組織機構の見直しなどを徹底し、今後住民サービスに低下を来さないよう、職員適正化計画などを再度検討し鋭意努力してまいりますので、重ねてご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、景気の停滞で町税納入に影響がありませんかのおただしではありますが、新聞、テレビ等で報道のと

おり、国内の状況は原油、原材料などが高騰し、ガソリン価格、食料品等が軒並み上がっており、住民生活に多大な影響を及ぼしているものと考えております。また、法人においても、原油高などに伴う企業収益の悪化が要因として、福島県においては法人税収100億円を9月補正で異例の減額補正をする見込みであるとの報道であります。

このように、税を取り巻く社会環境や経済状況は、以前に増して大変厳しい環境にあると認識しております。

町の本年度の税収であります、7月末日現在町税の調定額21億7,574万2,000円に対しまして、収納額10億2,215万6,000円、収納率46.98%で対前年比2.4%の増で推移しております。

町といたしましては、今後の経済情勢や国・県の経済対策を見きわめながら、総合的な町税の納入に影響がないよう税収確保に努めていきたいと考えております。厳しい環境ではありますが、財政再建3カ年計画の2年目として、税務課内に収納対策室担当課長を設け組織の強化を図り、滞納者の縮減に努めているところでありますので、ご理解とご支援をお願いします。

次に、石油高騰対策についてのおたただしであります、原油価格は数年前から高水準で推移しており、平成20年7月には過去最高を更新しました。平成20年7月時点で、1年前の平成19年7月に比べますと約2倍に上昇しております。このような状況の中、農機具の燃料や肥料を初めとした農業用資材の高騰により、農林業を初め全産業に及ぼす影響は甚大なものがあります。特に矢吹町においては、A重油を多く使用しているトマト、キュウリなどの施設園芸農家の経営への深刻な影響が懸念されるところであります。

農業分野における石油高騰対策についてであります、国では原油価格高騰に耐え得る産地体制を整備し、産地競争力を強化するために、強い農業づくり交付金に新たなメニューを創設しまして、施設園芸における燃料使用料の削減を推進するための緊急的な対策を実施しています。さらに、農林漁業用A重油に係る税の特例措置の延長、原油価格高騰に対応し経営の維持安定に必要な資金の融通など、きめ細やかな対策を一体的に講じ、施設園芸農家の経営体質の強化を図っているところであります。

町といたしましては、周辺市町村の動向を踏まえ、県及びJAなどの関係機関と連携を図りながら、強い農業づくり交付金を初めとする交付金制度や税制優遇措置、金融措置を有効に活用しながら、施設園芸農家を初めとする農業者の経営の維持安定に努めてまいりたいと思っております。

次に、商工業分野における石油高騰対策について、国では平成20年8月より原油・原材料価格高騰に係る下請中小企業向け追加対策として、親事業者や取引先などが下請業者に対し原油高が原因による不当な価格転嫁を防止するため、下請業者への相談窓口の設置や親事業者等に対する公的機関の検査などを行っており、県でも平成19年12月より原油価格高騰関連対策としまして、緊急経済対策資金の条件緩和、県制度資金の活用促進、金融機関等への柔軟な対応の要請等を行っております。

町といたしましては、周辺市町村の動向を踏まえ、県及び商工会などの関係機関との連携を図りながら、原油価格高騰関連対策事業や制度資金を有効に活用しながら、町内事業所、店舗等の経営の維持安定に努めてまいりたいと考えております。

また、役場庁舎等の公共施設で使用する石油価格は、昨年4月と本年8月の単価を比較いたしますと、公用車などに使用するガソリン、軽油が約1.5倍、庁舎などの冷暖房に使用する灯油、重油が1.8倍で大幅な伸びとなっております。平成18年度と平成19年度の燃料費の決算額を比較いたしますと、約1.2倍で300万円の増とな

り、町財政に及ぼす影響も大きいものとなっております。

このようなことから、価格高騰による町財政への影響を最小限に抑えるため、また財政再建の観点からも節減対策を進めており、本年度は光熱水費全体で前年対比5%減の削減目標を定め、クールビズ、ウォームビズ等の実施による冷暖房に使用する灯油、重油の削減や、公用車のアイドリング防止等の実施による公用車のガソリン、軽油などの燃料費削減、公用自転車4台を導入し、節減の枠としては小さいものの節約に対する意識の高揚を図る施策、さらには各施設のガソリン等の燃料費、水道料金、電気料金の月別使用量の確認検証を行い、目標達成に向けた努力をしているところであります。

今後も、各種施策を継続的に実施し石油高騰に対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民生活課の窓口業務や職員の時間差勤務についてのおたただしであります。町は平成17年4月から第2、第4日曜日午前8時30分から正午まで、各種証明書の発行と戸籍関係届け出及び公金預かり業務を実施してまいりました。また、平成18年4月からは平日の午後5時15分から午後7時まで執務時間を延長して開庁してまいりましたが、利用者の実態に応じ、19年7月から総合窓口業務の開設に合わせ祝日を除く月、水、金曜日の執務時間延長を、町民生活課の職員の勤務時間の特例に関する規定を設け、町民の窓口サービスの向上を図ってまいりました。総合窓口として従来の住民基本台帳や戸籍関係の各種証明事務に加え税務関係事務、国民健康保険、国民年金、福祉、介護関係の業務、町税及び保険料等の預かり業務を実施することで住民サービスの向上を図っているところであります。

これらの窓口業務の充実につきましては、町民の皆様からの評価は、勤めを休まずに役場の用が足せるなど、働く女性からの反響が多く好評を得ております。

職員の執務は、お昼休み時間と月、水、金曜日の2時間延長については輪番制度の時差出勤で対応、また、日曜日出勤については代休制度を適用し対応しております。このことによりまして、町民への窓口サービスの向上はもとより、職員の過重労働の防止と健康管理に資するとともに時間外勤務の抑制に寄与しているものと考えております。

当制度の運用につきましては、遅出出勤による勤務時間変更について町民への周知不足等により、職員の遅出勤務の行動が誤解を招きかねないおそれがあることから、町民への周知の徹底と理解がいただけるよう努めていきたいと考えております。時間外勤務の縮減や過重労働の防止など職員の健康管理を図る観点から、今後においては全職員を対象とした時差出勤制度の導入も検討しているところであり、職員労働組合と協議を進めております。

また、駅行政サービスコーナーは、平成7年10月の開設から現在に至っておりますが、年々利用者数は本庁窓口勤務体制の充実などによって減少傾向にあり、平成17年4月から常勤職員を置かず日々雇用職員で運営しておりますが、1人体制を考慮し、昼休みの休憩時間を補うため窓口職員が昼食時には対応しております。

今後は、財政再建3カ年計画を踏まえ、本年度を目安に駅行政サービスコーナーを廃止の方向で検討しておりますが、東西をつなぐ通路としての重要な機能も備えていることから、今後の施設運営のあり方も含め、住民サービスの向上を優先し検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、役場窓口及び駅舎の行政サービスコーナーの利用率については町民生活課長に答弁させますので、よ

ろしくお願いいたします。

次に、矢吹中学校改築事業についてのおただしであります。矢吹中学校改築整備につきましては、将来の矢吹町を担う子供たちの安全な教育環境づくりのために、財政再建3カ年計画の中で削減目標達成を図りながら、できるだけ早い時期に実施したいと考えております。

中学校改築事業関係といたしましては、これまで耐震診断や基本設計を行ってまいりました。耐震診断につきましては平成9年度に実施しておりますが、その後、診断基準が改定されていることや診断実施から既に10年以上経過していること、今後の補助金申請などのためにより精度の高い資料が必要であることなどから、8月に改めて耐震診断を発注いたしました。判定結果まで含めると12月までかかる予定ですが、可能な限り12月議会には議員の皆様方に診断の内容をお知らせしたいと考えております。また、事業費につきましては、現在建築資材等の価格が高騰しておりますので、平成18年度策定の基本設計における積算内容を見直してまいりたいと考えております。

財政再建3カ年計画では、町税収納率の向上や未利用財産の処分による自主財源の確保、人件費等の削減により内部管理経費の削減に取り組み、削減効果額の一部を中学校建設基金に今年度までの目標額を2億円として積み立てるなどして財源を確保し、中学校整備の準備を進めているところであります。また、公債費負担適正化計画では、中学校建設事業を平成21年度から25年度の期間で、総事業費を基本設計時に見積もった額の約30億円、財源として約17億円の地方債発行を見込んでおります。平成23年度から地方債の償還が始まりますが、他の事業の償還満了による減額分に相殺され、実質公債費比率の上昇も一時的なものであり、計画の最終年度である平成27年度には実質公債費比率が適正団体の目安である18%以下の17.5%と見込んでおります。

先日文部科学省から示されました補助金のかさ上げ措置の適用は難しいところもありますが、県などとも十分に協議を行いながら、より財政効果を高める方向で進めたいと考えております。また、これらを踏まえて、保護者や町民の皆様方に十分な説明を行い、合意形成を図りながら整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町民生活課長、小林伸幸君。

〔町民生活課長 小林伸幸君登壇〕

○町民生活課長（小林伸幸君） それでは、8番、角田秀明議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、サービスコーナーの利用状況なんですけれども、平成16年から1日平均で申し上げます。年間250日として計算いたしますと、平成16年度が1日17件、17年度が1日14.7件、そして18年度が11.6件、19年度が10.3件というふうになっております。

もう一つは、月、水、金の窓口開庁時間の延長の利用状況なんですけれども、これについては今年度大体月12日で計算しまして、8月末現在ですと1日平均が5.4件。

そのほかに日曜開庁の件なんですけれども、これについては午前中だけということなんですけれども、月2回ですね。これについては、8月末現在で10.7件でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

8番。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 今町民生活課長のほうから利用率などを説明していただきましたけれども、大変利用率が悪い中で職員の皆さんが夜残業をやったり土、日出たりして一生懸命頑張っているわけでありますので、町長としては、やっぱり町民に職員が理解されないようでは困りますので、その辺のやっぱり趣旨徹底をしていただければ私はいいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、角田議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

ただいま役場の窓口、駅行政サービスコーナーの利用率、大変利用率が低い中で職員の苦労も大変だろうということについてのおただしでございます。

町としまして、今後、駅行政サービスのあり方について検討を加えるとともに、役場窓口の平日の月、水、金の夕方の開庁、さらには第2、第4土曜、日曜日の午前中の日曜日の開庁についても、住民のほうに十分にその趣旨をPRし徹底を図りながら、利用率の向上を図っていきたいというふうを考えておりますし、また、職員の過重労働についても十分今後どのようなことができるかということについても検討を加えていきたいというふうに思いますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、8番、角田秀明君の一般質問は打ち切ります。

◇ 大 木 義 正 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告2番、7番、大木義正君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、若者定住促進事業についてお伺いいたします。

今、日本は少子・高齢化社会を迎えており、地方を中心に過疎化が進行し、地方の至るところで集落の中の65歳以上の人口が半数を占め、社会的共同生活の維持は困難な状態にある、いわゆる限界集落と呼ばれる地区や、かつて住民が住んでいたが今はだれも住まなくなった消滅集落と呼ばれる地区がふえてきております。しかし、そんな中でも全国の自治体の中には、若者や子供たちの人口比率を少しでもふやそうとして努力している自治体もたくさんあります。そのキーワードは、やはり若者定住促進事業と子育て支援事業の充実を図ることです。

長野県のある村では、これらの事業の充実を図ったところ若い夫婦世帯が増加し、ゼロ歳から14歳までの子供の人口比率が17%まで増加したところもあります。ちなみに、矢吹町のゼロ歳から14歳までの一番新しい人口比率は、2,554人で13.6%であります。

矢吹町の場合は、幸い地形的にも平坦で、さらに交通の便にも恵まれており、さきに述べたような限界集落が出るような心配は当面はありませんが、少子・高齢化の波は確実にやってきております。将来の矢吹町を考えた場合、活力ある矢吹町をつくっていくには、やはり若い世代の力が必要不可欠です。そのためには、若い人が住んでみたい、生活してみたい、子育てをしてみたいと思ってもらえるような政策が必要ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

町は現在、若者定住促進事業として40歳以下の夫婦の家づくり支援ということで住宅助成金の交付事業を行っていますが、この事業は平成23年3月までの期間限定の事業であります。この事業の取り組みの実績、さらに今後の見通し等、そのほかに若者定住促進事業としてどのような取り組みを考えているのか、お伺いいたします。

また、私なりに考えていることを3つほど提案してみたいと思いますので、それについての見解もお伺いいたします。

1つ目は、若者定住集合住宅の建設であります。これは、若い人が住んでみたくなるような、例えば3階建てぐらいのマンション風の建物をつくり、部屋のつくりもオープンキッチンを取り入れるとか、おしゃれなユニットバスにするとか、とにかく若い人の話題になるような住まいにすることです。もちろん入居の条件は、例えば小学生以下の子供がいる若い夫婦、あるいは結婚したばかりの若い夫婦とかに限定します。それに加えて、子供の数に応じて家賃を割り引くという制度があってもいいと思います。家はまだ建てられないが矢吹町に住んでみたいと思っている若い人のための政策になると考えます。

2つ目は、若い夫婦が新しく住宅を建てる場合の町有地のあっせんです。町が所有する土地で宅地に適している土地を、例えば年に数区画ずつ希望者にあっせんしてはいかがでしょうか。家を建てたいが土地代も考えるとなかなか踏み切れない若い夫婦のために町有地を低価格であっせんし、さらに土地代金の支払いを5年から10年ぐらいの分割払い制度にしてあげたら、家を建てる夫婦もふえると思いますが、どうでしょうか。

1つ目、2つ目の提案も、場所的には既に耐用年数も過ぎ老朽化している町営住宅を整理しながら、例えば1つ目の集合住宅を建てるならまず1棟とか、2つ目の宅地のあっせんなら数区画とか、無理をせず希望状況を見ながら少しずつ進めていくほうが最善の方法だと考えます。

3つ目の提案は、どちらかという子育て支援の政策のほうに近いとは思いますが、町の若者定住促進事業が功を奏して町外からも若い人たちが多く矢吹町に移り住んだ場合、話し相手がなかなかいないと思います。そこで、子育てサロン施設を設置してはいかがでしょうか。若い母親同士の子育ての情報を交換したり、年配者の協力を得て、子育てに関する悩みの相談をしたり、アドバイスを受けたりできるサロンがあれば若い母親も安心して子育てができると思います。サロンは何も新しく建てる必要はありません。町の施設のあいているスペースを利用したり、あるいは商店街の空き店舗を借りてもいいと思います。毎日だけでなく、週何回とか、月何回とかでもいいと思います。ぜひ考えていただきたいと思います。

以上、3つほど提案させていただきましたが、私が一番言いたいことは、将来の矢吹町を考える場合、元気な矢吹町、活力ある矢吹町にしていくには、子供たちがいっぱいいて、若い人たちがいっぱいいる、そんな矢吹町であってほしいと思います。場所がいいからとか、交通の便に恵まれているから何の努力もしなくても大丈夫だと思っていると、気がついたときには過疎化が進行し、若い人や子供たちの姿が町から消えてしまったという未来が現実的に起こるかもしれません。そういう事態にならないためには、若い人たちが矢吹町にぜひ住んでみたい、家を建ててみたいと思ってもらえるような事業をどんどん展開していくべきだと考えます。町長の考えをお伺いいたします。

次に、交流人口の拡大を目指せということで質問させていただきます。

これについては、ちょうど2年前の9月議会で、地域活性化についての質問の中で私の考えを述べさせていただきました。町の活性化を考えると、一人でも多くの人に矢吹町に来てもらって、矢吹町のよさを肌で感じてもらうことが一番であると。旅行業者や企画会社とタイアップして体験型ツアーを企画してはどうかと提案しました。しかしながら、この2年間、矢吹町に足を運んでもらうような企画は特になかったような気がします。

町の活性化を図っていくには、町に多くの人が足を運んでいただけるような取り組みが必要と考えます。矢吹町のよさを町外、特に首都圏の方々に積極的にPRして、矢吹町に足を運んでもらい、矢吹町を知ってもらい、矢吹町を好きになってもらう。そして、これらの事業を繰り返すことによって全国に矢吹町のファンをつくり、例えば会員登録をしていただいて、会員の方には町の行事、企画、特産品などの案内や来町された場合の特典、例えばあゆり温泉の招待券や町特産品の割引券をつけるとかして、ぜひ来てみたいと思っていただけるような企画を考えるべきだと思います。全国にファンがふえれば、今後建設を計画している農産物直売所で販売する地元産品の販売促進と販路の拡大を図ることができ、さらに、ふるさと納税制度のふるさと思いやり基金の拡充、そして矢吹町を好きになった人で矢吹町に移り住んでみたいという人々も出てくるのではないのでしょうか。

交流人口の拡大に対して、町として具体的施策を考えているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、若者定住促進事業の充実についてのおただしであります。本事業は第5次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、次世代を担う若い方が町内に住まいを持ち定住することにより、活気あふれるまちづくりを目指すことを目的とし、平成19年4月より助成金交付要綱を施行いたしました。制度内容は、1件5万円から15万円を3年間から5年間の期間助成する制度であり、平成22年度までの期間限定で実施しております。

平成19年度は、31人の方に260万円の実績となっております。また、今年度は8月末現在で14人の方に117万5,000円を交付しております。実施計画書では、平成19年度は300万円、平成20年度は620万円、平成21年度は980万円となっております。助成金交付の対象は、町内に居住を取得した平均年齢が40歳以下の夫婦であり、矢吹町に10年以上定住することなどが要件となっております。

おただしの平成24年度以降の若者定住促進事業の取り組みにつきましては、今後、昨年度から利用状況等の検証と将来に向けた検討を行い、まちづくり総合計画との整合性を図っていくことで目的達成につながると認識しております。

議員からのお話にあった若者定住集合住宅の建設、子供の人数によって家賃を割り引き、並びに住宅を建築する場合の町有地のあっせんを低価格にすること、また、5年から10年ぐらいの分割払い制度等の提案につきましては貴重な提案として受けとめてまいりたいと思います。

今後、矢吹町若者定住促進助成金交付要綱との整合性を考慮しながら、次世代の人口の増加及び若者が魅力あり豊かで活力あるまちづくりの実現を目指すため、議員の提案を含め、さらに今後の町営住宅のあり方についても公的機関のあり方に関する基本方針の基つき、民間賃貸住宅のあり方を含めた町営住宅整備計画の策定に努めていきたいと思っておりますし、さらに他の手法等々を検討し、若者や子供の定住促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子育てサロンの施設の設置についてのおただしではありますが、町の活性化のため、人口増、特に子育て中の若い人たちの定住を進めることは、町の将来の人口増を図る上でも大切なことでもありますし、議員おただしのよう、私も議員の考えに全く同感であります。

子育て環境の整備としましては、ファミリーサポートセンターの運営に取り組んでいるほか、図書館でのお話し会、その他同年代の子育てサークルの活動等が展開されております。こうした中で、子育て環境の充実を図るため、現在の取り組みに加え、町の施設の効率的な活用から保健福祉センターの空き時間を活用した事業等を検討しているところであります。また、次代を担う子供たちが健やかに育つ環境づくりのための次世代育成行動支援計画について、本年度に意向調査、21年度に計画策定の予定であります。計画づくりにおいては、町なかの空き施設を活用した事業も含め子育て環境整備に向けた取り組みについて検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、交流人口の拡大についてのおただしではありますが、議員ご指摘のとおり、人と人との交流が推進され交流人口が増加することは、町の活性化とさまざまな波及効果が期待できることは十分認識しております。

現在、組織的な交流として、姉妹都市である三鷹市民との相互交流が継続的に幅広い分野で行われております。市民マラソン、町民マラソンへの相互参加、バレーボールやミニバスケット、ゲートボールのスポーツ交流、小学生による子供交流事業、市民管弦楽団の定期演奏会等の文化交流。そして産業部門では、本年度で第3回目となるグリーンツーリズム事業による田植え、稲刈り体験、三鷹市わくわくフェスタにおける三鷹市民への町の特産品のPR等、さまざまな分野と世代での相互交流が活発に行われております。

また、首都圏における交流活動としては、矢吹町出身者で組織されます東京やぶき会との交流も昭和57年より継続的に開催されており、約70名の会員により毎年2回、会員同士の親睦と相互交流が図られております。今後も、矢吹町出身者へのPRと会員数の拡大に努めるとともに、会員を通しての矢吹町のPRと情報提供も含め、会員との連携を密にしていきたいと思います。

このように、交流事業は第5次まちづくり総合計画においても主要事業として位置づけており、今後もこれらの交流事業の継続と充実を図ってまいります。

さらに新たな取り組みとしては、外国人観光客との交流があります。ご存じのように、近年ゴルフ客を中心

とした外国人観光客が年間約3万人矢吹町を訪れており、現在も増加傾向にあり、新たな観光資源として着目しているところであります。町の取り組みとしては、韓国語のパンフレットの作成や、先日開催された日韓親善ゴルフ大会においての矢吹産米の贈呈や地場野菜の試食、もちつき等、町商工会との連携により地元産品を大いにPRしたところであります。韓国の方々からもおおむね好評で、大会終了後の懇親会においては地元住民との親睦と交流が深められました。今後も積極的に外国人との交流を深めることで、町の活性化とあわせ地場産品の販路拡大が図られるよう、商工会等関係団体との連携に努めてまいりたいと考えております。

このように、国内外を問わず、組織及び個人間の相互交流が継続的に行われ親交が深まることは、矢吹町のファン、矢吹町を応援したい、矢吹町のまちづくりに共感する方々の増加につながり、そのことで農産物を初め町のさまざまな特産品の販路拡大や寄附という形態でまちづくりへ参加するふるさと思いやり基金の充実等が期待できるとともに、実際に矢吹町を訪れ、その魅力を体感する機会を通して、都市と田舎の2地域居住または矢吹町への移住等への進展も期待できるものであります。

今後も、さまざまな機会を通して矢吹町の積極的なPRを図るとともに、矢吹町の魅力や現在進めているまちづくりを広く全国の皆さんに知っていただくことで、新たな交流の場が創出され、相互交流がさらに促進されますようさまざまな施策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（大木義正君） それでは、再質問させていただきます。

1つ目の若者定住促進事業についてなんですけれども、例えば今回全員協議会などに提案されました一本木第2住宅分譲地、2区画売れ残っている。それを、当初皆さんが買った値段よりかなり低い値段で今回販売したいということなんですけれども、その周りの住民にそれを説明して理解してもらってやりたいと町当局は考えているみたいなんですけれども、なかなかやはり感情的なしこりというのは、どうしても後から安く買った人と今まで住んでいる人の感情的なしこりというのはどうしても出てきちゃうおそれがあると思うんですけれども、例えば安く売らなったら、それは若者定住事業で若い人だけの限定だから特別安いんですよとやれば、その周りの方たちも納得してくれるんじゃないかと、そういうような考え方も一つはできるんじゃないかと思いません。

あと、これは先週出た泉崎の、朝刊にチラシ入ったあれですよ。天王台ニュータウンの販売の促進のやつなんですけれども。泉崎村の定住促進条例は、今この分譲地を買って25年以上のローンを組んだ場合は最高で260万円一括交付しますよと。もう一つは、それを地元業者で建設した場合は、さらに40万円を交付しますよと。最大限300万、土地を買って家を建てると300万円から出るんですよ。泉崎の場合は、どうしても販売しなければならぬいろんな事情があるから一生懸命なんですよけれども、隣の村でそういうふうにして一生懸命やっているんですから、やっぱり矢吹町もいろんな施策を考えながら、若者がふえるような政策をどんどん実行していただきたいと思います。

町長も私も大体同年代なんで、あと12年も過ぎると高齢者のほうのくくりに入る65歳以上になるわけですが、そのときに子供たちとか若い人がいっぱいいる矢吹町なのか、高齢者だけがずっとふえていくような、きのう

だかおととい新聞に載っていましたが、県内では金山町と昭和村がもう全体でもう65歳以上が50%を越しちゃったというようなのが載っていましたが、やはりそのときに若い人とかがいっぱいいて、ああ、あのとき財政再建でちょっと厳しかったけれども、いろんな若者定住政策をやったおかげで若い人がふえてよかったなと思えるような政策をぜひ実現してもらいたいと思います。

あと、交流人口の拡大ということで、今町長がおっしゃったように、三鷹市とかの交流はずっとやっているんですけど、やはりもっともっと矢吹町に多くの人に来てもらうためには、もっと新たな交流事業の展開も必要ではないかと私は考えております。

高知県のある村で、これ人口3,600人しかいないんですよ。その村では、村に住んでいない特別村民と、村の行事とかそういうイベントに参加する特別村民という方が登録してあるんですけど、その人が大体2,500人いるんですね。そのほかに、特産品を買って、農協が中心になって、そこはユズの特産品やっていますが、35万人全国にファンがいると。やはりそういった小さな村でもそういった努力もしているんですから、町もどんとどんとそういう矢吹町のファンがふえるような政策をやっていくべきだと考えます。町長の考えをお伺いします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の若者定住促進事業、具体的な例として一本木住宅の2区画の例を挙げておたがございましたが、大変貴重な意見ということで承りました。今後住民との説明会をどのようにして持つか。さらには、ご提案いただきましたように若者定住促進事業の一環だというような、そういう考え方も含めて今後検討してまいりたいというふうに思います。

さらには、泉崎村の住宅販売についての例を挙げて、他の市町村においてはすばらしい事例もあるということでございますので、我が矢吹町の今後の若者定住促進事業のあり方についても、先ほどのご提案も含めて十分協議を踏まえ、さらには他町村の状況等も十分に検討を加えながら、矢吹町にとってよりよい若者定住促進事業であること、さらには、若者がふえて、住んでよかったと言ってもらえるような、そういった矢吹町にしていきたいというふうに思いますし、若者定住促進事業に育てあげたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2点目の交流人口のおたがでございますが、矢吹町の事業についても活発に行われているけれども、三鷹市との交流に少し限定されているのではないかと。もっと大きな視点で首都圏全体を含めて交流を深められるような、そういう交流のあり方についても検討してみてもどうかと。高知県の馬路村だと思いますけれども、特別村民が2,500人、ユズのファンが何十万人という全国のファンがいるということでございますので、矢吹町におきましても特産品をさらにもっと特化できるような形で、全国にPRできるような形で特化しながら、矢吹町のファンづくりというものを、特別村民というようなことも含めて検討していきたいというふうに思っております。先ほど答弁させていただきましたように、矢吹町の東京やぶき会、さらには今回のふるさと思いやり基金というのは、この2つの事業というのは大きなそういう飛躍する手段になり得るのではないかと

ふうにも思っておりますので、そういうことも含めて、今後矢吹町のファンづくり、そして矢吹町に交流していただける人口の増加に向けた各種施策についても協議を加えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、私の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問はございますか。

○7番（大木義正君） ありません。

○議長（柏村 栄君） 以上で、7番、大木義正君の一般質問を打ち切ります。

暫時休議いたします。

(午前11時08分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午前11時19分)

◇ 青山英樹君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告3番、1番、青山英樹君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） 議場の皆さん、こんにちは。

通告に従いまして4点ほどお尋ねいたします。

初めに、中学校の整備に関してであります。前回の定例会の町長答弁におきまして改築を前提に進めるとありましたが、それが町民の総意と位置づけているのかどうか。また、そうである場合の根拠を伺うものであります。

なお、中学校整備委員会より調査報告書が提出されたのは今から7年前、矢吹中学校基本構想策定委員会より答申書が提出されてから6年経過している現在、町の行財政や町民を取り巻く環境も変化しており、改築以外にも現存する中学校の補強と改修、または、4校ある小学校の2校補強、改修した上で、小中一貫校として設置することも選択肢の一つであるということも考えられるわけであり、改築を前提とするその整合性を問うものであります。

次に、町の学力向上推進支援会議で行っている、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校の連携とは、どのような問題を提起し、どのように対処しているのか。また、その効果はどのようにあらわれているのかお示しいただきたく存じます。特に当学区にあります大学進学校として一般に評価される場所の安積高校、安積黎明高校、郡山高校、郡山東高校、白河高校への矢吹中学校からの進学者数の推移は教育に熱心な保護者には関心の高いところであり、ことし4月に行われた全国学力テストの結果等も踏まえ、連携の効果と今後の課題についても答弁をお願いする次第でございます。

3番目となりますが、政府の教育再生会議の第3次報告で、6・3・3・4制の弾力化と小中一貫教育の推進が検討される一方、詰め込み教育への回帰となる新学習指導要領改訂が示されるなど教育環境が変化しつ

ある今にあつては、既存の中学校1校の新築、改築よりは、むしろ小中一貫校を2校設置し、カリキュラムを工夫した小中一貫教育を検討する等の施策が当然の得策であると考えますが、10年後、20年後という将来において後悔の念にかられないためにも、この形態も選択肢の一つであることを認識されるのかどうか伺います。

最後に、すみれ保育園への補助事業について伺います。

乳幼児を預かる半年前にすみれ保育園と事前協議をし、園児募集までしているにもかかわらず、補助申請が事後になった怠慢さ、また、補助申請日並びにその決裁日以前の日数についても補助金が支給され、ついには廃業となって支給した補助金の回収にまで及ぶことの顛末に、当時としては最善の策と前回の定例会で答弁していますが、それで町民の理解を得られたとの認識を持ち説明責任は終えたとの判断かどうか伺います。

町民からは、補助行為の目的は何だったのか、調査、実態把握を十分に行ったのか、基本的に補助行為は誤りだったのか等問題点を洗い出し、今後の執行に生かせるよう総括をすべきとの声もあり、対応をお示しいただきたいと存じます。

以上4点につきまして、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、青山議員のご質問にお答えいたします。

最初に、中学校整備について改築を前提に進めているとは町民の総意であるか。また、その根拠はというおただしについてお答えいたします。

中学校の整備事業につきましては、平成7年の阪神・淡路大震災の後、平成9年度に耐震診断を行いました。その後、平成13年の中学校整備委員会で、老朽化により破損等が見られ建物の耐震力向上とあわせて適切な教育環境整備が必要なことから、改築による総合的な整備が妥当であるとの報告がなされました。それ以降、基本構想策定委員会による検討、改築基本構想作成業務委託にあわせて実施した説明会での住民投票、さらには改築事業設計者選定審査委員会公開ヒアリングを経て設計委託業者を選定し、設計検討委員会での検討、協議を反映しながら、基本設計を平成19年2月に完了しました。このように、中学校整備につきましては、改築による整備を行うということで町民の方々にも投票や委員会等の委員として参加いただきながら進めてまいりましたので、町民の方々のご理解を得てきたものと考えております。

しかしながら、財政再建が大きな課題となったことに伴い、町民の一部には、財政再建が達成されてから実施すべきであるとか、補強でよいのではなどのご意見も出ておりますが、町といたしましては、財政再建3カ年計画においても経常経費等の大幅な削減を図りながら、改築による整備として位置づけているところであります。

建築資材等の価格高騰を反映した基本設計事業費の見直し、8月に改めて委託した耐震診断の結果などを踏まえ、国の耐震整備補助金のかさ上げ措置を可能な限り利用するなどしながら、最善な方法で整備を進めてまいる所存ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、学力向上推進支援会議の取り組み内容とその効果などについてのご質問にお答えいたします。

議員のおただしのおり、矢吹町の宝である小・中学校児童・生徒の学力向上につきましては、私も並々な

らぬ関心を抱き、教育委員会に対してはぜひしっかりと取り組んでほしいということを伝えているところであります。

この学力向上についての取り組み等につきましては教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

次に、小中一貫校の形態も選択肢の一つであることを認識しているかというおただしについてお答えいたします。

このことにつきましては、政府の教育再生会議で議論になったことは伺っておりますが、矢吹町においては今矢吹中学校の安全な校舎整備に向けて取り組んでいる最中でありますので、それを振り出しに戻して小中一貫校の建設をするという選択は大変難しいものがあると考えております。それよりも、矢吹中学校の安全・安心な整備について、議員の皆様初め町民の皆様とともに進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、詳しくは教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

次に、すみれ保育園の補助事業についてのおただしについてであります。議員からのご指摘については前回の6月議会で答弁させていただきましたとおり、すみれ保育園の補助事業は当時最善の方法であったとの認識には変わりはありません。ご理解をいただきたいと思っております。

当該補助事業は、待機児童をなくし、より安心できる保育サービスを行ってもらうことが目的で実施したところであります。同園の経営状況等については一部まだご理解されていない部分があるようですが、補助金を支出した本年1月までの保育が確実に行われたことや、将来認可取得することを目指した同園の育成の意味からも、補助行為が誤りであったとは考えておりません。

今回の課題等を踏まえて、このようなことが二度とないようにすることはもちろんですが、今後確実な返還金回収に当たってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 皆様、こんにちは。

それでは、1番、青山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学力向上推進支援会議の取り組み内容と、その効果についてでございますが、議員おただしのとおり、矢吹町においても学力向上推進支援会議を設置し、保育園・幼稚園・小・中学校と光南高等学校とが連携して研究交流授業などを実施しております。各教科部会の研究、協議などを行い、町の子供たちの基礎学力向上を目指しております。各小・中学校におきましても、朝の読書活動や算数の計算練習あるいは漢字練習などに取り組んでおります。また、複数教師の指導などによる児童の習熟度向上や個別指導の充実に取り組んでおります。保育園・幼稚園・小学校の連携では、小学校入学までに身につけておいてほしいこととして、自分の名前の読み書きや集団生活に必要な基本的な生活習慣などを身につけることなど。また、小・中学校の連携では、小学校国語ではローマ字を正しく書けることなどを示しているほか、算数や社会、理科などの各教科にお

いても、小学校において習熟してほしい基本的な事項を定めて取り組んでおります。

県教育委員会のこれまでの調査では、国語や算数、数学などにおいて、例えば小学6年生から中学1年生になると学力が下がる傾向があることが示されており、小・中学校の連携が必要であることをうたっております。これは、小学校と中学校の授業スタイルの違いや家庭学習の取り組みの違いなどが要因とも言われておりますが、これらのことについても町の学力向上推進支援会議で取り上げ、改善に向けて取り組んでいるところであります。

高校受験における結果を踏まえてのおたただしではありますが、中学校の学力向上の目的は大学進学率の高い高等学校にできるだけ多くの生徒を入学させることではありませんが、一人一人の中学校の生徒が目指す高等学校に進学できるよう、中学校では各自が自己実現を目指して、いわゆるキャリア教育も踏まえて指導しているところであります。そのためにも、学力向上推進支援会議においては、すべての児童・生徒の基礎学力の向上を図るべく努めております。

なお、高校受験結果の分析等に基づく対策等は特に行ってはおりません。

そこで、高校進学先の先ほどのおたただしでございますが、先ほどご質問のありました安積高校には19年度末には3名、安積黎明に3名、郡山高校に2名、郡山東高校3名、白河高校には16名が進学しております。

なお、昨年度から町教育委員会では、小・中学校と協議し、小学校5年生と中学校2年生に問題集を配付して習熟度の一層の向上に取り組み、一人一人の基礎学力の向上に努めております。

今後とも、学力推進支援会議事業を通して、より効率的な有効な基礎学力向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

そこで、先ほど今年度の全国学力テストの結果を踏まえてということもありましたので、そのことについてご報告申し上げますと、全国の学力テストは小学校6年生と中学3年生を対象に行われておりまして、国語と算数、中学校では国語と数学でございます。問題は2つに分かれておりまして、1つはA問題と言いまして教科の学習の基礎的な内容と、B問題は活用能力といえますか、基礎的に学習したことをもとにその活用する力がどのくらいあるかということでございます。小学生の場合は、国語A、国語B、算数A、算数Bとも若干全国、県平均を下回っております。中学校の場合は、国語Aはほぼ全国平均でございます。国語Bは若干下回りました。それから、数学Aは全国、県平均とほぼ同じでございます。数学Bは若干下回りました。そういう結果でございます。

次に、6・3・3・4制の弾力化と小中一貫教育の推進についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのよう、政府の教育再生会議の第3次報告では、6・3・3・4制の弾力化と小中一貫教育の推進の検討も行われ、今後小中一貫教育を推進し制度化を検討するとしております。

矢吹町教育委員会といたしましては、今矢吹中学校の安全確保のためにも、できるだけ早い整備をお願いしているところであります。小中一貫教育のよさがあるとしても、6・3制のあり方について検討し小・中学校の制度を変え、矢吹中学校のあり方を検討し直して学校建設を考えていくということはなかなか厳しいものがあります。10年先、20年先、例え6・3制が変わり小中一貫教育が始まるとしても、矢吹中学校の整備は急がなければならないと考えております。

町長答弁にもございましたように、議員の皆様、そして町民の皆様のご理解をいただき、財政の見通しがつ

き次第できるだけ早く、矢吹中学校の安全・安心な整備について進めていただきたいと切にお願いする次第であります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、すみれ保育園の補助事業についてのご質問にお答えいたします。

青山議員ご指摘とおおり、前議会におきまして、当時すみれ保育園への補助事業は決して間違った選択でなかったとお答えしましたが、その認識には変わりございません。

0、1、2歳児の待機解消は、当時の町のひかり、あさひの2つの保育園ではできないことではございました。すみれ保育園の補助事業によって、それが可能になったわけでございます。また、この補助事業は決してすみれ保育園経営者を利するものではなく、運営上の必要経費として実施したものであります。そして、1月までの保育は特に問題なく実施されたわけでございます。何より、子供たちや保護者や関係の家族初め議員の皆様、町民の皆様にご迷惑やご心配をおかけしたことにつきましては、申しわけなく、前議会においても幾重にもおわび申し上げているところであります。

なお、返還金の回収につきましては、当事者からも確約を得ておりますが、教育委員会としましては遺漏のないよう、当事者と協議しながら一層努めてまいりますので、ご了解を賜りますようお願い申し上げます。

この補助申請、交付手続等は実務上は特に問題はございませんが、今後誤解を招いたりすることのないよう十分に留意して取り組んでまいりますので、ご了解をいただきたいと存じます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

1 番。

○1 番（青山英樹君） 中学校の建設についてですが、ネックになりますのは、やはり財政が逼迫している状況が大きなき要因かと思えます。町民を取り巻く環境、政治、経済面を問わず大きく変化している様相を呈しております。会社員にあっては、正社員になれずに派遣という立場で安定した職業につけなかつたりとか、40歳代、一番子育てでもってお金がかかるような時期に年収で252万円にも及ばないような、そういう家庭がふえるなど。また、今消費税の増税論議が活発化している現象などを見ても、町民の生活を第一とした町政が望まれるゆえんでございます。そういう状況にありまして、来年以降、国民健康保険税、そういったものに関して増額されるという危惧があり、先行きへの不安というものはなかなか解消されるものではないわけです。日銀等による4年ぶりの景況感の悪化という発表とか、あるいは最近行われた報道機関の世論調査、これでも生活が苦しくなったと感じている人が57%に上っているという事実。このような状況をかんがみますと、財政3カ年計画が達成されたとしても、今後の社会情勢においては不透明感を払拭するには及ばない状況にあるものと思われまます。

特に、突発的なここ数日の報道でありましたが、アメリカのリーマン・ブラザーズという大手証券会社が倒産し、野村ホールディングスの4倍の規模を持ったところですが、そういう金融危機、そういったものがアメリカに招くおそれがある。そういうものが日本へも影響をしてくると。そういう状況にあって、また地域格差という問題も残っております。暗い話ばかりで申しわけありませんが、実際にこういう中で生活している町民の皆様にあつて、今後3カ年の後、10年後にしても先行きにおいて負担をなるべくしないような状況をつくり出すのが、今にあつては望まれる町政ではないのかというふうに考えます。

そういう中にあつて、一大プロジェクトの中学校建設、それが町民の負担を増大させるということであれば、

それは果たして正しい選択なのかどうか。再度ゼロベースに戻して、町民にその意を問うことが望ましいと進言するものであります。

町長のマニフェストにも、町民との対話、交流に努めとか、これまでの箱物行政ではなく、町民の知恵とやる気を最大に生かした協働のまちづくりの展開、魅力ある教育の充実、これは決して町民に負担を強いるものではないはずです。これらに沿った運営を望んでいくことを考えてみれば、もう一度今あるものを、今ある施設を活用していく、そういう意味において小中一貫校というのは一つの有効な措置になるのではないかと。まして、今先ほど申し上げましたが、学力向上推進支援会議ということで、幼保・小・中の連携をとっているということであれば、一層のことそちらの方向に転換していくことが今後望まれるような施策ではないのかというふうに思うところであります。

それから、先ほど申しました中学生の進路状況でございます。今教育長のほうから答弁ございましたが、安積高校3名、安積黎明高校3名というような数字でございます。ほかにも高校に対しての進学者ございましたが、例年よりはちょっと少ないのではないかと、そのような印象を受けますが、そのところは実際どうなのかお聞きしたいと思います。

そしてまた、全国学力テストにおいては、A問題においては全国とほぼ平均並みというような回答でありましたが、ことしの矢中生の新入生に関しまして、よくこれ聞かれることで、子供たちからも実際に言われているんですが、学校の先生が生徒に対し、今までで史上最低の学年だというような言葉を発しているということを知っております。これは先生に確認したわけではございませんが、生徒たちから数名から聞かされております。教員からそういったことをやゆされるようなことがあってはならないと思いますし、子供自身がやる気をなくしてしまうということも懸念されます。その辺を教育委員会としてどのような対応をされていくのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、中学校の建設、さらには小中一貫校と学校整備という2つの観点から答弁をさせていただきますというふうに思っております。

中学校の建設につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、財政上の厳しい問題というものは、これはきちっと考えながら、整備については今後進めていくという方針については変わりはありません。それについては、青山議員も十分にご理解していただけているのかなというふうに思っております。財政上の問題がクリアできない以上は、私自身も中学校建設についてそう簡単には進めるわけにはいかないということについても十分理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。私自身も、町民の生活を第一に考えながら、町政、そして学校整備については検討、そして進めていきたいというふうに思っております。

ただ一点、国民健康保険税について言及されておりましたが、この件につきましては前々からも議員の皆様にご相談申し上げているとおり、これは増税という観点ではなくて受益者の負担、公正な負担ということで十

分ご理解をいただきたいなと思っております。一般会計と特別会計のあり方、一般会計から特別会計のほうに繰り出しがこれ以上できないという財政状況については、議員の皆様が一番ご理解いただいているのかなというふうに思いますので、その点についてもご理解をいただきたいと思います。ただ、これについても十分に、税率を上げるということを前提にしたものではなくて、税率を上げることができるかできないか、するかしないかということも十分見きわめながら考えていきたいというふうに思っております。

今後も十分に財政再建3カ年計画、それから平成27年度までの財政シミュレーションの状況を勘案しながら、中学校の整備については今後も改築を前提に協議を進めてまいりたいというふうに思っておりますし、その自信もございます。これについても、財政シミュレーションについても、議員の皆様にも何度か説明をさせていただいておりますが、中学校の整備がされたとしても矢吹町の実質公債費比率については心配がないというような、そういうシミュレーションを議員の皆様にも提示させていただきましたし、今後も突発的なそういうアクシデントも含めて、皆様のほうにご相談申し上げる機会もこれからも出てくるかと思いますが、実質公債費比率、財政上の問題がないというような時期、金額等について十分に見合った上で進めていきたい。今後におきましても、青山議員からのおただしのように、町民の対応を重視しながら、箱物をつくるということではなくて、学校の環境をよくしたいという、そういう面を考えておりますし、教育の充実については、私も先ほど答弁したように、教育長のほうに再々にわたって要請しておりますので、その点についてもご理解をいただきたいと思っております。

次に、小中一貫校と学校整備についてですが、私は先ほど答弁させていただきましたように、小中一貫校と学校整備を別ものとして考えております。小中一貫校を全く無視しているわけではございません。私も小中一貫校については勉強させていただいておりますが、先進地の事例でも、学校の施設というものを一緒にしなければ小中一貫校ができないというようなそういう論点で青山議員は質問をされているようですが、私の判断は、学校の入れ物が別々であっても小中一貫校のそういった本旨を十分に果たしている、そういう先進地もあるということも、議員の皆様にもご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、小中一貫校と学校整備については教育長の考えもございましょうから、教育長のほうからも答弁させますので、よろしくをお願いします。

学校の教育のレベル、向上策については教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○町長（野崎吉郎君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、初めに、高校進学についてお答えを申し上げたいと思います。

例年よりも数が少ないんじゃないかというおただしでございますが、手元に今資料の持ち合わせがないので詳しい数字のことは申し上げることはできませんが、しかし、どこの高校に進むかということについては、一つには希望ということも、子供たちの希望ということもございまして、もちろんそれだけの力があるかということもございまして。そして、年度により当然変化してくることもございまして。一概には、多い、少ないというのは何年かを通じてみないと、通してみないと申し上げられないというふうに思っております。

それから次に、全国学力テストに関して1年生の成績といたしますか、史上最低だというような教員の発言があったとすれば、それは事実関係をよく調べまして、そして教員としては子供を励ますつもりで言ったかもしれませんが、それは決していいことではありませんし。ですから、そのことについては十分にそういうことがあるとすれば指導していきたいと考えております。

最後に、小中一貫校についてでございますが、先ほど私のほうで町長と同じように申し上げましたことは、今中学校建設問題については、とにかく地震のこと等を考えますと教育委員会といたしましては一刻の余裕もないのではないかと。ですから、財政の見通しがつき次第、すぐにも安全・安心な校舎づくりをお願いしたいということを申し上げているわけでございます。小中一貫校のよさは、私も認識はしているつもりであります。内容については省かせていただきたいというふうに思いますが、いずれ制度改革等がなされれば、いや応なしにももちろんやってくるわけではございますが、それを待つのではなく、議員おただしのように、教育委員会としても研究をしながらですね。そして、今学力向上推進支援会議でも取り組んでおりますが、小学校の授業を中学校の先生に見ていただいたり、相互に見ていただいて。そして、この前ある中学校の先生がこう言うておりました。授業については小学校に学べ、生徒指導については中学校に学べ、進路指導については高校に学べと、そんなふうなことを発言している中学校の教員がおりました。お互いに研修しながら、そして小学校のよさ、中学校のよさを認め合いながら、相互に研究を進めていくことがよりよい子供の育成につながっているというふうに考えておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ございますか。

1 番。

○1 番（青山英樹君） ただいまの答弁の中で、中学校の改築に関しまして安全上という問題がございました。とするならば、まずは補強というのが、まず第一義的に考えられるのではないのでしょうか。そういうものを踏まえ、また前回の定例会での質問等もありましたが、町民のもとにいろんな選択肢をお諮りしながら、再度進めていくというようなことをとっていただきたいと思っております。特に整備委員会基本構想の答申書等、もう6年、7年経過しております。そういう意味で、早急に安全上ということであれば、やはり補強も再度考え直す必要もあるでしょうし、そういったものを踏まえて、よりよい方策、施策を営んでほしいというふうに希望しまして、私の一般質問を終了したいと思っております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1 番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

中学校の整備について、安全というようなことであれば補強が最善の策ではないかというおただしでございますが、私自身は逆に、補強が最善の策だと言えるのかというようなことを前々から答弁をさせていただいております。費用対効果、今後50年、100年の将来の矢吹中学校の整備のあり方について悔いを残さないために中学校の改築というような、そういう道筋がつけられてきたのではないかなというふうに思っております。平成13年という話がありますが、平成19年には基本設計の委託をしております。一連の流れの中で改築というよ

うな話し合いが進んできたということを十分にご理解いただきまして、私の再々質問の答弁とさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、1番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議いたします。

(午前11時58分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 熊 田 宏 君

○議長（柏村 栄君） 一般質問に先立ち、報告いたします。

10番、永沼義和君から、午後1時から欠席する旨の届け出がありました。

それでは、続きまして、通告4番、9番、熊田宏君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

午後1番ということで、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、一般行政について3点ほど質問します。

1、町民の安全で安心できる生活を守るためにということで3点ほど質問します。

これは、実は町民の方が直接どうかしてほしいと、どうなっているんだという連絡をいただきまして質問させていただきますので、町民の方の切実な声だということでお聞きいただきたいと思います。

①8月の降雨による町内の被害状況とその対応について伺いたいということで質問します。

8月の豪雨の被害についてということで、町長から初日に町政報告でありました。内容については把握しておりますが、一般質問の答弁ということで、重複して恐縮ですが、答弁をお願いしたいと思います。

なぜこういった質問をするかと申しますと、8月下旬、9月上旬に鶯町の先の住民の方2名から連絡をいただきまして、お邪魔してみました。日曜日の昼だったんですが、天気は晴でした。ところが、その上の道路がぬれておりまして、なぜかといいますと、上に山があって、その上に住宅もあるんですが、その排水並びに雨水が流れてきていると。それで、それが敷地内に、道路をつたわって敷地内に入ってきている。それで、湿ってしょうがないということを言われました。なるほど、実際行きますと、まだ敷地がぬれておりまして、建物の基盤のところはかなり湿っているようでしたので、行政としては町民の生命と財産を守るというのは使命ですが、それを脅かすことが現実には起こっていると。ということで、お邪魔して、月曜日に県南建設事務所の方に来ていただいて、これは県のほうでできることですのでやりますというお話でしたので、お願いしてしまいました。本当でしたら町を通してお願いすべきことだったのかもしれませんが、県道ということで、すごく困っていらっしやだったので、ちょっと失礼かと思いますがさせていただきます。ということで、この

質問をさせていただきます。

②番です。小規模作業所あゆり工房の現状と今後の運営並びに公的支援について問うということでございます。

あゆり工房につきましては、小規模作業所としてももう10年近くたっていると思いますが、2006年4月施行の障害者自立支援法により新しい事業体系への移行を求められています。具体的な移行先としては2つありまして、サービス体系で分けられますが、1つ目が自立支援給付、2つ目が地域生活支援事業ということで、1つ目の自立支援給付につきましては、生活介護と就労支援型と2つあります。地域生活支援事業のほうとしては、従来の小規模作業所に近いという形ではありますが、これを3年ぐらいである程度の形にしないといけないと。地域生活支援事業につきましては、今取り組んで、二、三年でまた次の生活支援のほうに移らなくてはいけないということで、急を要するものでありますから質問させていただきます。

現在利用者が5名、6名、数名であると。4月から1人ふえそうであるが、なかなか10名、20名までいかないと。ということは、単独でなかなか存続し得ない。鏡石、または表郷と連携しないとやっていけないというようにいろんなさまざまな状況がありまして、どれを選択するのか、どういう支援をしていくのかということで、町の考えを伺いたいと思います。

③です。これにつきましては、同僚議員と重複するものでありますが、私なりに質問したいと思います。

矢吹中学校前にあります雇用促進事業団サンコープラス矢吹南という建物ですが、実際に住んでいらっしゃる方から、3年以内に退去するようという連絡が来ていますと。矢吹町はいい町なのでぜひ住んでいたいというお話がありまして、では確認してみましようということで確認しましたところ、まずその全国各地のそういう住宅、雇用促進事業団では、まず行政に買い取ってくれと。だめであれば、民間に。それがだめであれば、壊して更地にしてしまうというもったいない話が進んでいるわけですが。それをもし壊されたりしてしまったりすると、矢吹の人口が間違いなく減ってしまうのではないかとという危惧があるわけです。いろいろ税収等を考えれば、ある程度の値段で買うことができればマイナスにならないのではないかと。財政再建中ではありますが、その辺のところをまさに政治的な判断をするべき事件だと思いますので、よろしくお願いします。

次です。教育行政について質問させていただきます。ずっと質問させていただきました全国学力テストにつきましては大阪の橋本知事が騒いでいただいておりますので、今回私は質問しませんで、次期定例会以降に質問させていただきます。

2、園児・児童及び生徒の教育環境及び健全育成についてということで3点ほど質問させていただきます。

①番、認定こども園の現在の計画と見通しはということで質問いたしますが、現在町内で幼稚園を運営している民間事業者が、平成21年度から取り組みたいというお話があります。これについて、町の支援体制並びに考え方はどうなっているのかということでお聞きしたいと思います。

②番、町内各小・中学校において、理不尽な要求をする父兄、いわゆるモンスターペアレントによる教育環境の悪化の現実はないかという質問であります。

先ほど同僚議員の質問の中にも、史上最低の学年であるというような発言があったか否かというようなことがありました。子供の教育環境はまさに大切でありまして、町の将来、地域の将来を担う宝物であります。これを親、教師が環境を悪化させるのは言語道断でありますので、そういう現状が今まであったかないかという

ことで、ありましたらどういう対応をしたのかということで質問します。

最後になりますが、③番、中学校の主張発表大会の今後についてということで質問します。

8月23日午後1時半から文化センター小ホールにおいて青年主張発表大会がありました。中学生が、まさに自分の言葉で自分の主張をされておりました。非常に頼もしい意見、発表がありました。まだ中学生なのに私たちよりしっかりしている、立派であるなどという考えを持たせていただきました。ところが出席者が非常に少なかったものですから、いろんな町民の方、または生徒・学生の方にも聞いていただいて、例えば中学生にすれば、自分の同級生がこんなことを考えているのかと、自分もこれから頑張ろうとか、いろんな気づきがあったりするのではないかと。町民の方におきましても、いろいろ町の子供はと、今の若い人はといろいろ言われたりしますが、そういう子供ばかりではないと、では自分たちはどういう取り組みをすればいいかということの契機づけにもなるやと思いますので、質問させていただきます。

以上、一般行政、教育行政について質問させていただきますので、ご答弁よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、8月の降雨による町内の被害状況とその対応についてのおただしであります。8月28日から30日にかけての豪雨につきましては、町内での観測雨量は3日間で135.85ミリメートル、1時間最大雨量が33.9ミリメートルの状況でありました。

町内の被害状況については、22箇所において被災を受けております。被災内容は、法面が崩れた箇所が16箇所、道路路面の冠水箇所が4箇所、倒木が1箇所、床下浸水が1箇所となっております。被災を受けた箇所については、同日、安全確保を行い、応急処理を実施しております。

被災箇所のうち町が対応する土木施設は8箇所、農地農林施設は6箇所でありました。その他の被災箇所につきましては、福島県の管理分3箇所、東北農政局限戸川農業水利事業所の管理分2箇所、私道等の被災箇所3箇所となっております。これらの被災箇所につきましては、関係する各管理者へ早急に復旧するよう協議を行っております。また、私道関係の復旧につきましては、所有者へ自主復旧していただくよう説明をしたところでございます。町が対応すべき箇所につきましては、現在調査中であり、調査終了次第、早期に復旧できるよう鋭意努力中でございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、議員おただしの鶯橋の県道の排水関係の対応については、県と協議し、連携の上善処してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、小規模通所作業所あゆり工房の現状と今後の運営並びに公的支援についてのおただしであります。同施設では町福祉会館の一部を矢吹町手をつなぐ親の会が借り受け、現在6名の利用者により事業が運営されております。

平成18年度から障害者自立支援法制定により、小規模作業所は生活支援センターへの移行が義務づけされていることから、現状のままでの個別存続が難しい状況となっております。これは、国の方針である自立支援制

度の中では、このような小規模な施設を利用している方を、集合させることにより利用者により充実した支援とサービス提供が行える体制づくりを図ろうとする考えであり、生活介護や地域社会との交流推進が図れることとなります。そのため、小規模作業所の国・県運営費補助は年々減額されてきている現状にあり、その補てんを町財源により行ってきた経過があります。

平成21年度末で国・県の補助が完全に終了してしまうこととなりますが、利用者の意向として、あゆみ工房の活動を町内で存続させたいとの考えが強く、そのための施設の提供や財源負担を町に要望している経過があります。これに対しては、利用者の意向を尊重し、最大限施設の貸与料金を引き続き3分の1の金額に減免することや運営費補助金の町負担分の継続、作業機械器具の無償貸与等を継続させることで利用者との協議を重ねております。来年度以降については、小規模作業所としての補助制度は削減されていきますので、利用者負担をふやす形になっても事業を存続するのか、あるいは前段にお話し申し上げました自立支援法制度により整備された地域活動支援センター等に利用者が移る等も選択肢としてお考えいただき、現在利用されている方々と協議を重ねてまいりたいと考えております。議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、雇用促進事業団の住宅に関する現状と今後の町の対応についてのおただしであります。現在は雇用促進事業団から独立行政法人雇用・能力開発機構が維持管理を引き継いでいるところであります。

ご承知のように、本町では北町に2棟80戸と八幡町矢吹中学校前に2棟60戸の住宅が管理運営されており、最初の処分の動きは、平成13年の特殊法人等整理合理化計画閣議決定からスタートいたしました。しかし、当時は電話などによる譲渡希望の打診程度で価格等の具体的な提示がなく、町は財政等の観点から買い受けできない旨の回答をしておりました。その後、平成33年度までにはすべての処分を完了する旨が平成19年6月の閣議決定でなされ、続けて同年12月に、全住宅数の2分の1程度を前倒しにより廃止、売却を加速することとなったようであります。この決定により、本年6月に機構から打診された内容では、北町住宅については平成20年度以降の譲渡対象である一方、八幡町住宅2棟が今回の前倒しの対象ということがわかりました。

町では、八幡町住宅の結論を急ぎつつも、140戸にも及ぶ雇用促進住宅の方向性ととも今後の住宅政策全般の問題として、譲渡や維持管理等の試算をしておりました。しかし一方では、入居者に対し5月に雇用・能力開発機構が退去案内を出していることがわかりましたので、8月の機構側との協議では、提示された譲渡価格とともに、退去案内撤回の可能性等の協議をし、撤回については、買い受けの方向で検討中であれば退去案内を撤回できるとのことでありました。

町といたしましては、雇用労働者である入居者の居住不安解消と人口流出防止及び今後の住宅政策等の観点から早急に結論を出す必要があると考え、この問題を抱えている雇用促進住宅の設置自治体と連携しながら、できれば無償に近い譲渡を要望するため、近隣の関係自治体と協調してまいりたいと考えております。

今後は、退去案内の撤回や譲渡価格の低減とともに、万一退去しなければならない事態になっても、次の居住案内など入居者の不安解消につながるような行動をとってまいり所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

私のほうからは以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 9番、熊田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、認定こども園の現在の計画と見直しについてのおただしですが、本町における認定こども園の計画につきましては、聖和幼稚園を経営する栄光学園が平成22年4月の開園を目指した幼稚園と保育園を併設する認定こども園の建設を計画しております。

町では、幼稚園・保育園に関する基本方針を策定し、将来の町全体の望ましい保育環境を実現するため、具体的な取り組みを定めた実施計画に基づき、民間委託や民営化を進めることといたしました。現在委託しております保育園のうち、あいだ保育園については、21年度いっぱいまで委託を完了することから、22年度以降の良好な保育環境を維持する施設が求められており、このことから栄光学園の認定こども園建設は必要であると考えております。

この認定こども園に対する今後の町の対応につきましては、議員の皆様や町民の方々のご意見をいただきながら、幼稚園・保育園に関する基本方針の通り、良好な保育環境の整備に向け努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、いわゆるモンスターペアレントによる教育環境悪化の現実はないかとおただしですが、学校現場におきましては、担当教師のクラスの運営や自分の子供に対する教師の対応など、さまざまな場面で保護者からの苦情等が出され、校長や教育委員会に連絡が来ることがあります。そういう保護者の方が即モンスターペアレントであるとは思いませんが、誤解を解くために丁寧な説明を行ったり適切な対応を進めたりするよう、校長を通じて担当教師などに指導を行っております。

なお、現在のところ、モンスターペアレントというほどの保護者はおりませんが、今後とも校長を通して校内職員会議その他で十分な指導を行いながら、いわゆるモンスターペアレントと言われる事案が発生するおそれがある場合には、教育委員会では学校とともに適切な対応をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中学生の主張発表大会の今後についてのおただしですが、この大会は8月23日、矢吹町文化センター小ホールで第1回矢吹町少年の主張大会として開催されたものであります。矢吹町青少年健全育成推進会議の主催事業で、日ごろ考えていることを発表してもらおうと企画したものであります。7月下旬に行われた1次審査の作文審査を通った9名の生徒は、学校生活や家族関係、友達との交流、ボランティア活動などの体験を通し、将来の夢やみずからの行動のあり方、社会生活とのかかわり合いなどを発表しました。堂々たるすばらしい発表を、教育関係者や町民の方50名ほどが、生徒の発表に真剣に聞き入っていました。なお、上位3名については、福島県少年の主張大会へ推薦しております。今回の町の最優秀受賞者が県内16名の発表者を選ばれ、9月22日に川俣町で行われる県大会で発表することになっております。

先ほどの議員のおただしのとおり、教育委員会としましては町青少年健全育成推進会議と協議し、開催場所、開催方法等をご検討いただいて、中学生や多くの町民の皆様へ聞いていただけるよう、来年度以降はさらに盛大な町少年の主張大会となるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

9番。

○9番(熊田 宏君) それでは、再質問させていただきます。何点かございますので、順次申し上げます。

まず1点目です。1番の①の水害についてなんですが、実はそこの鶯橋のところは県道でございます、県南建設事務所に申し上げて、担当の方がすぐやりますと言っていました。ということは、県道、国道敷きであれば町のお金を使わなくても対応できることはたくさんあるんだなということがわかりましたので、いろいろ被害の状況を連絡いただいたほかに、点検して、そういうところがあれば、町道は当然町でやるべきでしょうが、そうでないところにおいては、県道、国道であれば県費、国費でできるので、その辺を点検したかどうか、連絡いただいた以外。点検していただければ、点検していただいて、うまく対応していただければと思います。

あゆり工房についてですが、一番手っ取り早いというかいいのは、ワンクッション置かずにとすることは、地域生活支援センターをやって、3年後にまた生活介護というよりは、一度に生活介護にしたほうがいいのではないかというふうに思います。

ほかの自治体の状況を調べてみました。棚倉、塙においては、その建物、土地は今町有であり、今後継続して使えるかどうかを協議していく必要があると。表郷のゆり工房というところでは、社協だったところを無償で譲渡し、建物は、土地については賃貸として使っていただくという対応をとっていると。大信においては、診療所跡を賃貸で使っていただいていると。泉崎においては、老人福祉センターだったところを賃貸にしていると。大信、泉崎においても、表郷においても、それぞれの市、村が所有しているところを使っただけのように専有、独占して使わせているということでもあります。

ところが、当町におきましては、現在使っている福祉会館を専有して使わせていただけないかという要望があゆり工房さんから出されましたが、町からの回答は、シルバー人材センターが指定管理者で使っている事務所があり、年間7,000人の使用があるということで、なかなか難しいという回答でありました。近隣自治体と比べると、かなり対応の違いが感じられると思います。

町長は先日の敬老の日のときにも、健康と福祉のあるまちづくりをしたいというふうにおっしゃっていましたので、その辺のところ同様の取り組みをしていただければと思います。要は、専有できる建物を見つけられれば、運営費は個別給付の費用でやっていけるということでありますので、専有できる建物を提供するか、見つけるかしてあげて、少し補助をしてあげればできるということでありますので、その辺ご検討いただければと思いますが、どうでしょうか。

次に、モンスターペアレントについてですが、実は町内小学校で、それがモンスターかどうかは別としまして、先生の指導が児童に伝わらなかったので手を触れたとか、それが殴ったかどうかというのは、殴った状況じゃないらしいんですが、その同級生の子供たちに聞くと。そういうことがあって、校長先生が父兄の方に文書でおわびをするならば教育委員会には言いませんよと。そういうことで文書を出したんですが、教育委員会に連絡が行き、その後きちんとした対応をするならば県南教育事務所には言いませんよと言われたにもかかわらず、県南教育事務所にも連絡が行き。それは、実はその保護者ではなくて、保護者と余り直接関係のない方がそういうことをされていると。だからペアレントではないのであれですが、そういうクレームをつけたがる人がいるというのは現実聞いておりますので、その辺の対応をきちっとやっていかないと、子供の指導をする先生も安心して仕事ができないでしょうし、親も安心して学校に預けられないという現実がありますの

で、その辺の指導の徹底をしていただければと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、9番、熊田議員の再質問にお答えさせていただきます。

2点ほど私のほうに再質問がございましたが、1点の8月の集中豪雨に伴う水害の件でございます。県の施設における補修関係については、鶯橋については県南建設事務所のほうからすぐにやるというような返事をいただいたが、ほかの県の施設についてはどういう内容になっているのか。特に点検は既に終わっているのかどうかについてのおただしでございますが、これについては都市建設課長のほうから詳しい内容等について答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、もう一点のあゆり工房についてでございますが、先ほども答弁をさせていただきましたように、あゆり工房については大変厳しい選択がこの後、待っているように、そういう状況でございます。小規模作業所ではなくて、この後、生活支援センターということで、地域活動支援センターということで活動するかどうかという非常に厳しい選択肢が待っているわけでございますが、これについては当然、繰り返すようでございますが、平成21年度以降につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、小規模作業所としての補助制度というものが削減、そしてなくなってしまうというようなことでございますので、今後におきましては利用者負担がふえるというような形になってしまった中でも小規模作業所として事業を存続するのかと。しかし一方では、国の障害者自立支援法制度の整備に伴って、より今現在の利用者にとっては有利な選択肢になるであろうというふうに判断される地域活動支援センターに利用者が移るということについても十分にご検討いただいて、もちろん町としても十分に利用者、そして親の会の皆さんと協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

なお、議員のほうから各市町村の事例等が列挙されておりますけれども、矢吹町としましてもそうした他の市町村の状況も調査、検討をしながら、より利用者、そして手をつなぐ親の会のよりよい選択肢につながるよう努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をいただきたいというふうに思っております。

1点、熊田議員のほうから、少しの補助をしていただければというような表現がされておりましたが、後ほど町のほうで具体的にどのような補助の中身、そして現在手をつなぐ親の会から具体的な要望事項というものも担当のほうで今協議をしているところでございますので、その内容等についても近日中にお知らせをしたいというふうに思っております。

以上で、私の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 再質問にお答えいたします。

モンスターペアレントということでございますが、何か問題が発生した、あるいは提起されたという場合には、何より事実確認をすぐに行いまして、そして早期に対応することが一番だというふうに考えております。そして、その対応の仕方としては誠実に、そしてその第一には、子供にとってどうすることが一番いいのかということを考えて早期対応をするということだというふうに考えております。そういう対応を間違えと保護者の方がモンスター化する場合もないではありませんので、慎重に誠実に対応していきたいと。これについては教育委員会もそういうことに注意をしたいと思いますし、各学校においては校長を中心に誠実な対応ができるようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

都市建設課長、藤田豊君。

〔都市建設課長 藤田 豊君登壇〕

○都市建設課長（藤田 豊君） 9番議員の熊田議員の質問にお答えいたします。

8月の降雨関係なんです、今町長が説明申し上げましたが、そのほかに2カ所ほど県関係で被害があった箇所があります。箇所につきましては、河川関係1カ所、あとは農地。河川の管理用道路が崩れたということでありましたので、私の方で県のほうの担当者に来ていただきまして、現地を調査しながら復旧方法を検討しながら、復旧するというお話をお伺いしておりますので、農作物の収穫後に実施していきたいということで県で話しておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ございますか。

9番。

○9番（熊田 宏君） 再々質問させていただきます。2点ほど町長にさせていただきます。

1点目ですが、その水害についてですが、実はそのウグイス橋のところは8.27のときにも、それは川の水があふれて冠水したということだったと思いますが、今回は上の県道からの水だということで状況は違いますが、そういう8.27のときに災害に遭った場所というのは災害に遭いやすいということで、今後集中豪雨なり豪雨なりがあった際には、早めに点検して監視いただくということをしてはどうかと思いますが、お答え願います。

2点目ですが、あゆり工房についてですが、町長は地域活動支援センターでということですが、これは3年ぐらいで生活介護に移行しなくてはいけないという、ワンクッションのあくまでも一時的なものなので、それでは最終的には問題解決にならないと思いますの、町長の答弁の中でも今後話をしていきたいということで、現場の声を十分聞いていただいて、何ができるかということを一先懸命やるべきだと思いますが、その辺ご答弁よろしく願います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、熊田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

災害等の対応については、早めに点検をしながら早急に対応していただきたいと、ごもつともなご提案だというふうに思っております。町としまして、災害は発生しそうな、そういう台風、豪雨被害等々について想定される場合については、庁舎内にきちっと早急に町のほうとして夜間の警備に当たったりしながら、後詰めという形で対応していきたいというふうに思っておりますし、対応についても早急にさせていくように今後努力させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

あゆり工房についての支援についてでございますが、国・県の支援については、先ほども答弁させていただきましたように、21年度に補助金という形ではなくなってしまいます。そうしますと、1年、2年、町としては今のままの助成金で運営していただくということについてはやぶさかではございませんけれども、国・県の支援がないと。そういう中であって、矢吹町の限られた財政の中で、じゃ、あゆり工房が必要とする額を要求に応じて際限なく支給していいものかどうかというものについては、十分に皆様のほうにも説明申し上げ、町民のご理解もいただかなくちゃいけないということになります。先ほども答弁させていただきましたように、小規模作業所で運営していくことが、さらには地域活動支援センターで運営していくことが、どちらがいいのかということにつきましても、きちっとした仕切りをとりそろえながら、議員の皆様にももちろん説明する所存でございますし、先ほども申し上げましたように、利用者、手をつなぐ親の会の皆様にもきちっと最善の選択肢を判断できるような形で協議を続けていくということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○議長（柏村 栄君） 以上で、9番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告5番、5番、藤井精七君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 通告に従いまして、順次一般質問いたします。

自己PRの面もありますけれども、ご清聴のほどよろしく申し上げます。

75歳以上の高齢者を従来の医療保険制度から切り離し、保険料を年金から天引きする後期高齢者医療制度が4月からスタートしました。約1,321万人いる75歳以上の高齢者から、平均で月6,200円の保険料を徴収する。また、保険料を滞納すると保険証を取り上げられ、かわりに病院の窓口で医療費の全額を支払わなければならない資格証明書を渡される制度です。これまでは75歳以上の高齢者からは保険証を取り上げることは禁止されていましたが、国はついにこれを強行しようとしております。資格証明書は、老人は不要、財政再建のため早く死んでくれと書かれた死へのパスポートのようです。格差医療を推進するこの制度は、スタートの時点から国民の批判があり、政府はこの批判、世論を少しでも抑えようとして次々と修正案を示しておりますが、しかし小手先の見直しではなく、廃止をして安心できる医療制度をどうつくるか、財源問題も含め国民的討論で合意をつくる必要があります。

廃止しかないその第1の理由は、医療費の削減を目的に75歳以上の高齢者を差別することは、どんな理由があっても許されません。75歳以上を切り離すのは、やがて死ぬのだからお金をかけるのはもったいないという、

そういう本音があります。高齢者を劣悪の医療保険に囲い込み、社会負担を押しつけ、安上がりな医療を押しつけることです。命と健康にかかわる医療に年齢での差別と高齢者に新たな負担増を持ち込み、長年社会に貢献してきた高齢者に苦しみを強いる、これは人の道に反しております。

第2の理由は、この制度は存続すればするだけ、ますます痛みを国民と高齢者に押しつけることです。保険料は天井知らずに値上げされます。保険料は2年ごとに見直しされ、75歳以上の人口がふえれば自動的に値上がりします。1人当たりの医療給付費がふえれば、もっと値上げがされます。現在、年7万2,000円の全国平均保険料は、政府の予測どおりに75歳以上の人口と1人当たり医療費給付がふえ続ければ、2025年には16万という2倍以上にもなります。75歳を超えただけで、病気の予防から外来、入院、終末期までもあらゆる場面で差別医療が始まります。さらに、検査、投薬、技術の制限、受診する医師を1人のかかりつけ医に限定など、差別の拡大も検討されております。

さらに第3の理由として、高齢者だけでなく、すべての世帯に重い負担を押しつける制度です。政府は、2025年に75歳以上の医療費を5兆円削減する、そういう見通しを示しておりますが、これは団塊の世代が後期高齢者になる時期でございます。将来だけでなく現役世代が負担する後期高齢者支援等の増額など、あらゆる世代に負担増と医療切り捨てが押しつけられます。

毎日新聞の調査では、廃止賛成が56%、朝日新聞の調査で、野党の廃止法案を評価するが49%で、与党の見直しを評価するを19ポイントも上回っております。また、全国の都道府県の医師会が制度に異議ありの声、地方自治体の意見書可決は632議会に及び、また、岩手県議会は県レベルで初めて廃止要求の意見書を採択しております。さきの通常国会で、後期高齢者医療制度廃止法案が参議院では可決されております。私も廃止の声で今町長に質問いたしました、どういう声が出るのか伺います。

次に、ごみ袋料金の引き下げの研究、検討はということで伺います。

先ほど同僚議員からもありましたが、生活が苦しいと感じている世帯、この割合は本当に60%近くになっております。これは、6年連続で過去最多となったことが、厚生労働省の2007年国民生活基礎調査概況で発表されております。このように、半数以上の方がこういう生活が苦しいという、そういう状況でございます。

そうした中、ごみ袋価格引き下げ署名運動が、白河市や西白河郡内で進められております。台所を預かる主婦の切実な要求なのです。東白河地方では、署名運動が原動力となって引き下げが実現しております。西白河地方のごみ袋価格は、福島県内でも高く、燃えるごみ袋大1枚が55円で20枚入り1セットで1,100円です。袋価格にごみ処理手数料が上乗せされた、そういう販売されているわけですから、これはほかの地方、須賀川地方などは、指定袋はなく、透明や半透明であれば何でもよく買い物袋でもよいとのこと。住民から処理手数料を取っていません。

本年度以降、西白河地方衛生処理一部事務組合の借入金返済は大幅に減少していきます。町負担を抛出しながら、町民もごみ処理手数料を支払い、二重に負担をしてきました。借金返済の大幅減少が現実のものとなってきている今、ごみ袋料金の引き下げの研究、検討を町としても積極的に働きかけるべきと思います。そして、早い時期の引き下げの実現のためにも、町長の考えを伺います。

次に、小説蟹工船が今大変読者がふえております。日本経済を蟹工船経済と言っている、そういう学者もいます。町として雇用の場の創出の働きかけはもちろん、正社員として雇用の要請で、蟹工船から下船できる力

ということでございます。

読売新聞では、蟹工船の読者がふえている様子を悲しき再脚光とうたっております。また朝日新聞では、「蟹工船にはまる若者」。毎日新聞では、「働けど：‘08蟹工船」というタイトルで、労働者の姿を毎週水曜日に数回にわたり取り上げております。私も町のある本屋さんに行って蟹工船のこの売れ行き状況などを訪ねたところ、予想以上に売れております。漫画の蟹工船もありますが、小説が売れて、特に高校生が本当に買って読んでいてくれるという、そういう答えが町の本屋さんの主人から返ってきました。私も少しでもという気持ちで、数十年ぶりで蟹工船の新しいのを買ってまいりましたが、てんでんばらばらの者らを集めることが雇う者にとってこの上なく都合のいいことだった、これは蟹工船の一節ですが、小説蟹工船は戦前の日本共産党員小林多喜二の作品でございます。オホーツク海で操業する蟹工船の中で、人間的権利を剥奪され奴隷のような労働を強いられる労働者の苦難を描くと同時に、苦難を生み出す社会的な仕組みがどこにあるのかに目を向け、その打開に向けて連帯して立ち上がる人々の姿を描いたものです。

今の日本経済を同志社大学の浜矩子、女性の教授なんですが、バブル崩壊後の不況に対して、日本企業は丸抱えの終身雇用を改めるなど体質を筋肉質に変えた。一方で、非正規雇用などワーキングプアと言われる層がふえ、経済格差の大きい蟹工船経済が広がった。そこにサブプライム問題が起これ、世界経済のバランスが崩れた。格差問題をどう解決していくのか。政治が、国の財政支出の規模をあらゆる真水が幾らとか経済対策の規模ばかりにこだわり、弱い部分の手当てなど本質的な問題を解決しないと、日本経済全体が奈落の底に沈んでしまうと、こう言っております。そうした中、野党共同で派遣労働を規制する派遣改正案の提起、また、政府与党も日雇い派遣の原則禁止へ、こう動いております。大企業では、派遣解消の動きも広がっております。

町民の生活を、財産、そして福祉を守るトップであります町長に大いに力を発揮していただき、この蟹工船から下船できる、そういう手助けする力になっていただきたいと思います。考えを伺います。

次に、小・中学校の不登校が昨年度の結果は2年連続の増加が、文部科学省の学校基本調査で速報があつてわかつたんでございますが、町の状況、対策はということで教育長に伺います。

福島県内の不登校の児童・生徒は、昨年度公立小学校では251人、公立中学校では1,594人、全児童・生徒に占める割合は、小学校では0.2%と少しは減っておりますが、中学校では2.44%と4年連続で少しずつふえているようです。昨年度、公立中学校の長期欠席者、30日以上欠席者は2,323人で全生徒の約3.6%。この欠席理由は、不登校69%、また病気27%。先ほど言いましたように、小学校はやや減ってきておりますが、中学校の不登校の割合が高くなってきております。中学校の不登校は、全国平均では34人に1人、県平均では41人に1人という計算になりますが、不登校の原因は一人一人違います。友達関係のこと、また先生が嫌で学校に行くのがつらいとか、いろいろ一人一人の不登校の原因は違うと思っておりますが、そのためにも対応、対策もなかなか大変と思っておりますが、現在矢吹町の小学校・中学校のそうした中の状況、また、不登校児童・生徒にどのような対応、対策をしているのか伺います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求める前に、暫時休議いたします。

（午後 2時00分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、廃止を求める世論は多数の後期高齢者医療制度、町長からも廃止の声をとのおただしであります。後期高齢者医療制度、通称長寿医療制度は、老人保健制度で課題であった負担区分を明確にするため、現役世代4割、高齢者世代1割、税金で5割とし、公平でわかりやすい制度として創設されたものと認識しております。公平な制度にするため、社会保険の被扶養者であった方にも保険料を新たに負担していただくため、激変緩和の対応策も織り込んでおりましたが、十分でないという声も聞いております。国においてもそのような声に対しては、低所得者の方の保険料軽減策、口座振替が選択できる制度の導入など迅速に対応している状況であります。

新しい制度でありますので、町民からの要望がある改善すべき点については、機会をとらえて要望していきたいと考えております。将来的には国民健康保険も県単位で運営し、後期高齢者医療とともに一体的に取り組む制度にしていくなど、廃止ではなく、よりよい制度への提言を積極的に発言してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ごみ袋料金の引き下げの研究、検討についてのおただしであります。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律、略称容器包装リサイクル法が平成9年4月に施行され、西白河地方衛生処理一部事務組合と構成市町村は、増加するごみ問題にどのように取り組んでいくか検討を重ね、これまで無料で行っていたごみ処理料金を平成11年10月からごみの分別と有料化を導入しました。ごみ処理経費の一部をご負担いただくということで、処理経費の一部負担とごみの減量化を図るために実施したものであり、ごみ袋代金に一定程度の処理料金を加算するものであります。

有料化から9年余りが経過し、ほぼ定着したものと理解しております。これまでごみの減量化に向けたPR活動等実施してまいりましたが、ごみの総量については増加傾向から現在はやや横ばいの傾向にあります。ごみの分別が細分化され、住民の皆様分別作業等のご協力をいただいた結果、可燃ごみ、不燃ごみは減少傾向にあり、施設の維持管理面で大きな成果が上がっております。

ごみ袋代金に加算している処理料金は、組合により差がありますが、袋20枚当たりで換算しますと、可燃ごみと不燃ごみ及び袋の大きさ等により処理料金が異なりますが、処理料金のみで比較しますと、ごみの種類により、東白衛生組合は170円から260円、同じく石川地方環境組合では200円から300円、双葉地方広域市町村圏組合では366円から696円、西白河地方衛生処理一部組合は400円から900円と他組合よりも高い状況となっております。

このように、当組合の処理料金は、有料化を導入した当時の財政状況等により料金設定をしたものと考えますが、ご指摘の処理料については、一部事務組合及び構成市町村の今後の財政面での動向もあわせ、今後のごみ袋料金の金額設定について十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたし

ます。

次に、雇用の場創出の働きかけや正社員としての雇用の要請についてのおただしについてであります。現在、日本経済はサブプライムローン問題、原油価格高騰などの影響により、世界同時不況的な非常に不安定な状況にあります。また、雇用的な側面を見ますと、バブル経済崩壊後多くの会社で非正規雇用者の割合が増加している中、逆に貧富の差の二極化現象が起きている状況を、ご指摘のように蟹工船経済と呼んでいる学者の方もおり、小説蟹工船が主に20代、30代の働き盛りの年代層で愛読されている背景には、今の労働環境等に対する不安や不満などと重なっているところがあるのだと推察するものであります。

町内の主な事業所の非正規雇用従業員の割合を見ますと、国の33%に比べ約14%と低い水準ではありますが、原油価格高騰等の影響から企業の経営を取り巻く状況は依然として厳しく、先行きの不透明感も伴い、雇用問題を改善することは容易なことではないため、今後もさらなる改善に向け努力してまいりたいと思います。

町といたしましては、町内に立地している企業、事業所等を訪問の際、経営者に対して正社員としての雇用を要請しているほか、誘致企業に対しては、できるだけ地元から雇用していただくようお願いしているところでもあります。また、今年度中に仮称地域活性化支援センターを立ち上げ、町内企業の受発注情報の調整、職業無料紹介相談窓口の設置などを図りながら町内企業の活性化及び町民の就労機会の拡大を目指し、若者が安心して働いていける雇用環境を創出していく考えでございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 5番、藤井議員のご質問のお答えいたします。

文部科学省調査による不登校は、年間30日以上病気などによらず欠席することです。町の小学校では、18年度5名、19年度4名、中学校では18、19年度15名でありました。中学校15名という数は少ない数ではありませんので、まず、何でも言い合える学級を初め温かい人間関係が築けるような学校づくりに努めるよう、校長を通して教職員にも指導し、不登校の未然防止に一層努めてまいります。

不登校になる原因は、対人関係がうまくつけれないことや、そのほかさまざまな要因がありますが、不登校が心配される場合には、学校においては早目の教育相談、担任による家庭訪問、場合によっては保健室登校などの対応、教育委員会では、大池教室の開設なども要望があればいつでもできるようにしております。

いずれにしても、それぞれの児童・生徒への個別対応、そして早期発見、早期対応が大切でありますので、今後とも綿密な対応を行うよう学校への指導を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（藤井精七君） 不登校の対応について教育長のほうに伺います。

今、中学校15名という数字、決して少ない数字じゃないと言われましたけれども、小学校が減ってきて中学校がふえるということは、やっぱり矢吹の場合も4校小学校あって、中学校になって小学校のときの生徒とい

うか、友達がばらばらになったりして、そういう原因も一つの不登校になる原因だと思いますから、やはりそういう中学校に入ってからは遅いので、5年、6年生の時代からやっぱり今いろいろ学校間の交流等もやっているとありますが、やるときに各町内の小学校の交流事業いろいろ図りながら小学校時代に顔なじみになるという、そういうあれも必要だと思います。ソフトやったりミニバスケットやったり、いろいろやっている子供は、それは活発で手放しても大丈夫です。やはり陰に隠れた、手を携えてやらなければならない、そういう生徒を小学校時代からやっぱりフォローして、ぜひ中学校の不登校が少なくなるよう、そういう対策もしていただきたいと思いますが、教育長の考えをもう一度伺います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） では、藤井議員の再質問にお答えしたいと思います。

確かに4つの小学校から中学校に来まして初めて顔を合わせるといふ子供もおりますので、小学校のうちから学校間の交流事業も必要ではないかというふうなお考えでございます。地域によってはそのようなことをしている小学校もありますので、本町でも検討していきたいというふうには思いますが、各小学校の校長とも相談をしながら、できればそういう場が設けられるといいなというふうには思いますが、各4つの小学校全部一堂にということではないにしても、例えば2つの小学校でというふうなことも考えられると思いますので、検討してまいりたいというふうには思います。

よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ございますか。

○5番（藤井精七君） はい、ありません。

○議長（柏村 栄君） 以上で、5番、藤井精七君の一般質問を打ち切ります。

◇ 棚 木 良 一 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告6番、6番、棚木良一の一般質問を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 皆さん、こんにちは。

通告順に従い順次一般質問を始めたいと思います。

最後ということで、質問通告の件で同僚議員とダブっている点もあるわけですが、私なりに質問通告をしておりますので質問の準備もしてきましたので、質問をしたいと思います。

まず最初に、雇用促進住宅の全廃について町長の見解と町の対応はということで、先ほど同僚議員の質問の答弁で私自身も納得はするんですが、何点かその点についても質問したいと思います。

ご承知のように、全国14万戸、35万人が住んでいる雇用促進住宅を全廃して、居住者の入居契約を打ち切り、追い出すというとなんでもないことが具体化されようとしているわけでありまして。この雇用促進住宅は、1950年代後半からのエネルギー転換の強行による炭鉱閉山などによって移転、移職を余儀なくされる人々の住宅確保

を目的として、1960年から雇用促進事業団、現在雇用・能力開発機構が建設を始めたもので、その後、移転就職者向けだけでなく仕事と住まいを求める人たちを対象にする入居資格の要件が緩和されました。しかし、官から民へという特殊法人改革の中で、住宅の建設、管理から撤退、全廃し取り壊し、民間企業にたたき売りする方針が一方向的に決められたものであります。しかも、2003年11月以降の定期期限付契約者は、まともな説明もないままに早ければことし中に退去を迫られているわけであります。矢吹町にも、先ほど町長が言いましたように、北町に2棟80戸、入居者数は67戸であります。八幡町には2棟60戸、入居者数は41戸あります。

しかし、このような退去要求は、何にもどうにもないばかりか、居住権の乱暴な否定であります。その上、現行借地借家法の定めにある、家主が立ち退き請求できる、建物の使用を必要とする事情という正当な理由にも当たらないものであります。特殊法人改革は国の都合で始まったものであり、入居者には何のかかわりも責任もありません。居住権を奪う不当な雇用促進住宅の全廃をやめさせることは、生存権を確保することはもちろん、町にとっても町民の暮らしを守るためにも大変重要な課題であります。

このことについて、先ほど町長は同僚議員の答弁の中で、入居者の皆さんとも話し合いをして、今後その対応を進めていく、あるいは関係市町村とも話し合いをする、そして無償譲渡というようなことが言われたわけでありますけれども、無償譲渡でなければ買わないのかどうか。その点についてもお尋ねをするものであります。

そしてまた、この雇用促進住宅に関する、私どもの国会議員団が厚生労働省に申し入れを行っております。その申し入れ項目について参考までに紹介をしたいと思います。

1つは、入居者の理解を得ない一方的な住宅廃止決定を白紙に戻す。入居説明会の開催に連動した再契約拒絶通知を中止すること。2つ目には、定期契約者を含めて入居者の声を十分に聞き、事情をよく理解した上で納得のいく話し合いを行い、一方的な住宅廃止や入居者退去を強行しないこと。3番目には、種々の事情で雇用促進住宅からの退去が難しい入居者には入居継続を認めるほか、納得を得て同一住宅内の別棟や近隣住宅への移動により居住権を保障すること。4番目に、地方自治体への売却が適当と認められる場合には、固定的な価格提出に固執することなく柔軟な態度で自治体当局と協議を尽くし、入居者にとって最善の結果が得られるようにすること。5番目に、ワーキングプアと呼ばれる人たちを初め、低賃金などによりアパートなど住居を確保できない人たちの住宅対策の一環として、耐震補強など大規模修繕を前提にした雇用促進住宅の新たな活用方法を早急に検討すること。という申し入れを行って、そして回答は、一方的には退去させない、こういう回答を引き出しておりますので、今後こういったことを参考にして対応していただきたいというふうに思いますので、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、申し込んでも入れない町営住宅、その対策と見通しについてであります。

現在町には、大林住宅111戸、入居者数93戸ですね。大池Bが36戸、入居者数は34戸、善郷内B、これが24戸あって、22戸が入っております。小池C24戸あって、入居者戸数は24、満杯ですね。小松F、75あって、58。一本木Gですね、これが20あって、18です、入っている方。大久保Dが8戸で入居者戸数は8戸ということであります。20年3月31日現在で258戸であります。

町の第5次振興計画の中でも、この町に住んでいる人がずっと住み続けたいと思うためには、道路や排水路、水道や下水道などの生活環境の整備に加え、近くに病院があったり子育てしやすいといった安心できる居住環

境づくりを行う必要がありますということで、住宅政策についても、町営住宅は平成17年10月時点で308戸と多くの方に利用されていますが、老朽化が進み耐震性の問題などを抱えていますと述べております。今後は快適で安心できる居住環境づくりとして、医療機関の充実などに取り組むとともに、住宅政策については、新たに民間のアパートなどを公営住宅として借り上げる方法などを検討するなど総合的な居住環境づくりを推進する必要がありますというふうになっておりますけれども、いつになったら申し込んだ人が入れるのか、その見通しについてお尋ねをしたいと思っております。

そしてまた、公営住宅のあり方について検討します、民間のアパートなどを公営住宅として借り上げる方法などを検討しますとなっているわけでありましてけれども、これらについてはどのように検討されているのかお尋ねをします。

次に、3番目に、高い国民健康保険税の軽減対策と来年度の見通しについてであります。

高い国民健康保険の税金については、町民の皆さんからも、払いたくても払い切れない、何とか引き下げてほしい、こういう悲鳴が上がっているわけでありまして。国保税は、町民の皆さんにとっても大変重税感の強い税金であります。町長は、平成20年度の国保会計については1億1,000万円の歳入不足見込みで、国保基金繰入金から6,000万円、そして一般会計から5,000万円の繰り入れを行ったわけでありまして。このことについては町長も、これまで基金の繰り入れ、あるいは一般会計からの繰り入れをしなかったわけでありまして、町民の皆さんの暮らしの実態、これなどについて町長も理解されたのかなというふうに思うわけでありまして。

ことは、そういった点で昨年と同じく、20年度の国保会計は据え置いたわけですね。そのために、県内で2番目に高かった矢吹町の国民健康保険の税金、ことはどうかといいますと、引き上げた県内の市町村は36市町村、据え置いた市町村は矢吹町を含めて14市町村、そして引き下げた市町村は10市町村であります。これまで県内で一番高かった郡山市、ことしから資産割をなくしました。資産割率はゼロです。それで、全部ではないんですが、平等割額だけで私の調査した資料では、郡山市は2万5,700円、矢吹町は3万3,800円、矢吹町のほうが8,100円高いわけです。しかし、ことは据え置いたために、よその市町村が引き上げられたので、一番高い市町村はどこかといいますと、泉崎村3万9,200円、2位が相馬市3万6,200円、3位は古殿町3万4,431円、4位が矢吹町と玉川村で3万3,800円、そして5位が本宮市で3万2,900円、6位が田村市、7位が中島村と、このようになっております。しかし、矢吹町が4位、5位になったからといっても国民健康保険の税金は下がったわけではないわけでありまして。町民の皆さんにとっては、払いたくても払い切れないと、こういう悲鳴が私どもにも届けられております。

このことについて来年度の見通しはどうかということと、また、この軽減対策ですね。

町ではヘルスステーション事業ということをやっております。ことしの今議会の町政報告でも町長からありましたように、医療費実態調査のための事業を行っているということでもあります。そして、今年度は保健事業としては温水プールを利用した水中ウォーク事業、肥満、高血圧、糖尿病予防のウェストスマート教室を進めております。こういう事業であります。私は健全な国保財政を運営していくための予防医療の取り組みということで、前の議会でも言いましたけれども、やはり長野県の予防医療ですね。これが国保財政のためにも大いに役立っているということで提案をしたわけでありまして。

長野県では高齢者の就業率が高く、そして県内10カ所で行われる長野県老人大学や各地域の公民館で行われ

る生涯学習講座で学んでいる。2番目には、保健師が51人いる。そして、健診や生活指導など住民の健康維持を図って、保健指導委員、食生活改善委員が健康づくりの知識や体験を住民に広めていること。3番目は、ひとり暮らしの高齢者率が低く、家族が在宅福祉を支えていること。退院してからの診療所や訪問看護ステーションなどが看護や介護する家族を支えているからだとしているわけであります。そのほかの市町村でも、健康診査の中に大変綿密なものがあると言われております。岡谷市ではセット検診を実施している。セット検診とは、35歳以上の人に基本健診検査、肝炎ウイルス検査、胃がん、大腸がん、肺がん、胸部X線検査とたん検査ですね、こういったものを組み合わせたものです。また、前立腺がん検診も、同じ日に同じ会場で一度に済ませることができます。こういったことを35歳以上から70歳の5歳刻み、該当する人などに行う検査をやっているということであります。そのことが国保財政のために役立っているということであります。

前にも言いましたように、私は健診結果の事後指導ですね。特に血圧の高い人、私もその一人なんですが、1カ月3,000何百円か、やはり医療費がかかるわけです。そういった点で、やはり前にも言いましたけれども、埼玉県のちょっと町の名前は忘れちゃったけれども、そこではやはり保健師さんが各家庭のみそ汁の塩分検査をする、そういったことをやって血圧の高い人に指導をしている、そして成果が上がったと、そういうところもあります。

また、この高い国保税、払い切れない方々のために、いわゆる収納率については国のペナルティがあって、いわゆる国の補助金が何%か削られる、そういうこともありますので、私はやはり国の減免ばかりでなく申告減免制度、そういったものを町がつくって、収納率を引き上げ国のペナルティを受けないと、そういうことも必要ではないかというふうに思います。それらについて町長としてどのように考えていくのか。

また、町長は国保税の来年度の見通しについて、来年は引き上げざるを得ないと、こういうことを6月議会で言っておりましたけれども、ご承知のように、先ほど来、同僚議員の皆さんからも税金の問題、暮らしの問題、こういったことが話されておりました。本当に町民の暮らしは、今原油の高騰、そしてありとあらゆる物価が値上がりをし家計を圧迫しております。そのためにも、この高い国保税を何とか引き下げてほしい、そういった声に耳を傾け、財政再建の中でも町民の暮らしを守るという立場で、一般財源からも繰り入れをして引き上げない、あるいは引き下げる、そういったことを対応してはどうかということであります。そのことについて町長の考えをお聞かせください。

次に、福島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療制度にかかわる特別対策について、町として何をやるのかということで質問いたします。

平成20年7月29日に福島県後期高齢者医療広域連合から、長寿医療制度にかかわる特別対策についてということが町にも来ていると思います。1つには条例改正の内容、そして2番目には補正予算の概要、こういった中で、市町村が行う長寿健康増進事業に対して財政支援するための予算措置5,000万円、こういったものが載っているわけですが、矢吹町では具体的に何をやるのか、それらについてお尋ねいたします。

次に、道州制に対する町長の見解であります。

骨太の方針2008年が6月27日閣議決定されたわけであります。福田首相が、私の考え、改革の全体像と道筋を示したものと位置づけています。大きな特徴は、アメリカと財界に奉仕する自民党政治の基本路線、特に小泉内閣と安倍内閣が進めようとした構造改革路線を基本的に踏襲、具体化していることであります。社会保障

経費を大きく抑制、削減する一方、消費税の増税と法人関係税の減免を図る、国、地方の行革、民間開放と規制緩和、地方分権の名による市町村合併と道州制の導入、地方財政の縮減などが特徴であります。今回、地方活性化の名のもとに、新たに定住自立圏構想の実現という課題を持ち込んでいます。道州制を見据えた小規模自治体の淘汰に直結しかねないものと危惧せざるを得ません。道州制の姿は、都道府県を廃止して全国を10程度の道州に再編するだけでなく、今の1,800近い市町村を大改編し700から1,000、やがて300程度、人口も10万人から30万人の基礎自治体に集約するという構想だそうですが、道州制に対する町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えいたします。

初めに、雇用促進住宅全廃についての見解とその対応についてのおたただしですが、さきの熊田議員への答弁と重複する部分もありますが、国では平成19年6月の閣議決定により、平成33年度までにはすべての住宅処分を完了することとし、さらに12月の閣議決定事項として、全住宅数の2分の1程度を前倒しにより廃止、売却の加速としたのを受け、今回の八幡町住宅2棟60戸の買い受け打診と入居者に対する退去案内の事態となったようであります。

雇用・能力開発機構を含む独立行政法人等の整理合理化につきましては、組織の実情等により国が一定の方向性を出しているものと理解しておりますが、旧雇用促進事業団により全国1,500カ所以上に設置された雇用促進住宅の多くは、雇用保険加入者という入居制限はあるものの、地元自治体からの要請等により公営住宅の代替機能として地域の住宅政策に大きな役割も果たしているという実情もあるわけであります。

国及び雇用・能力開発機構に対しては、これらの役割と地方自治体が置かれている現状を十分ご理解願ひ、安易な廃止または取り壊し等の処分は入居者の居住不安と人口流出等につながりかねない事態と心配しており、仮に町が買収するにしても、現在の提示価格では買収費の償還及び維持管理経費等の問題から新たな財政負担の心配が出てまいると考えております。

今後は、雇用促進住宅設置の近隣自治体と連携しながら、譲渡価格の低減等の要望、または退去案内の撤回等による入居者の居住不安解消と人口流出防止等に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、申し込んでも入れない町営住宅、その対策と見通しについてのおたただしですが、平成20年8月末の町営住宅管理戸数は、7団地で302戸であります。内訳を申し上げますと、大林住宅が115戸、大池住宅が36戸、小池住宅が24戸、大久保住宅が8戸、小松住宅75戸、一本木住宅が20戸、善郷内住宅が24戸であります。この中で、大林の平屋建て、小松、一本木住宅は、耐用年数が超過して維持管理を抑制しながら建物の延命措置をしております。また、大林の一部、一本木住宅は、年間約360万円で住宅用地を借地しており、政策空き家として管理しております。政策空き家は、老朽化及び町財政の圧迫等を踏まえて、退去した後から政策空き家としており、公募しておりません。平成20年8月末現在で、大林が21戸、小松が19戸で、合計40戸の状況になっております。

入居申し込み方法につきましては、町営住宅等条例第4条3項に基づき、毎年生じる空き家について常時申し込みを受け付けております。平成20年8月末では、11名の方が申し込みをしている状態で、現在待機中であります。また、入居状況であります。大林の2階建て、5階建て、大池、善郷内、小池、大久保住宅の5団地、管理戸数127戸のうち、年間10戸が新たに入居している状況であります。

次に、入居者の選考については、空き家が出た段階で入居申し込み者の困窮度調査を行い、住宅に困窮する度合いの高い方から入居決定をしていますので、困窮する度合いの低い方はなかなか入居できない状況にあります。

今後の町営住宅のあり方については、公的関与のあり方に関する基本方針に基づき、民間賃貸住宅のあり方を含めた町営住宅整備計画の策定に努めているところであります。今後、町営住宅整備計画の策定により入退去等の均衡が図られると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、高い国民健康保険税の軽減対策と来年度の見通しについてのおたただしであります。さきの6月議会におきまして、補正予算や国保税率等の議決をいただきました。国保税率につきましては、前年度同額の税率で賦課決定をしたところであります。その中で、一定の低所得者につきましては、税額を7割、5割、2割の軽減措置を講じたところであります。全体に占める医療分の各軽減割合は次のとおりであります。7割軽減世帯及び被保険者数は619世帯、968人、5割軽減世帯は183世帯、456人、2割軽減世帯は312世帯、681人となっております。全体では、2,815世帯中1,114世帯、軽減率では39.6%であります。被保険者数では、5,945人中2,105人、35.4%の方が軽減措置の対象となっております。また、町といたしましても、受益者の負担増を避けるために、国保基金から6,000万円、一般会計から5,000万円を繰り入れ本年度の予算編成をしたところであります。

来年度の見通しについてであります。国民健康保険税は医療費の動向によって大きく左右されることから、本年度の医療費の伸びや診療費の改定等を参考にしながら編成することになるかと思われます。このような実態を踏まえ、国保税の徴収率の向上、医療費抑制のための健康増進事業や生活習慣病予防事業等が国保税の伸びを抑えるための方策と考えておりますので、今後も保険料抑制のため引き続き積極的に推進してまいりたいと考えております。

なお、本年度の医療費が増高した場合、国保基金残高が底をついている状況であることから、一般会計からの繰り入れと受益者からの応分のご負担等について住民の理解が得られるよう、医療費の動向を見きわめながら方向性を十分に検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、先ほど長野県や埼玉県予防医療の取り組みについても事例の紹介がございましたが、それらの内容を十分調査、検討し、矢吹町で現在取り組んでいるヘルスステーション事業等々の整合性を図りながら、取り入れられるものについては取り入れていくなどの協議を進めまいりますので、一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、福島県後期高齢者医療広域連合の長寿医療制度に係る特別対策についてのおたただしであります。平成20年度の特別対策は、長寿健康増進事業、きめ細やかな相談のための体制整備、そして広報の実施であります。

特別対策のうち健康増進事業につきましては、胃がん検診を今まで同様無料で受診できるようにして、その

財源として特別対策事業補助を活用する考えであります。長寿医療制度の被保険者につきましては、特定健診を広域連合より委託を受けて実施するに当たり、個人負担分を町で予算化し無料化する対策をとっておりますので、健康診査につきましては、今まで同様すべて無料で受診できるよう対策をとっております。

次に、きめ細やかな相談のための体制整備につきましては、現在保健福祉課にのみ1台配置されております窓口端末を税務課にも1台増設し、保険料相談などに対して迅速に、なおかつデータに基づいたわかりやすい対応ができるよう、今議会の補正予算に計上したところであります。

長寿医療制度の広報につきましては、これまでも広域連合と連携しながらパンフレットの配布、仮算定、本算定通知のときなど、その都度チラシの配布などでPRに努めてまいりました。しかしながら制度への理解は、中途での改正などもあり十分浸透していると言えない状態でありますので、今後も広域連合と協力しながら必要に応じて広報に努めてまいります。

今回の特別対策は、緊急であったため十分対応できていない部分もあると思っております。今後、来年度以降の補助の動向なども見きわめながら、本年度中に実施できるものについては可能な限り対応し、来年度以降、長期的に対応すべきものについては、広域連合との連携を図りながら計画的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道州制に対する私の見解についてのおただしでございますが、政府の諮問機関であります地方制度調査会が平成18年度に出しました道州制のあり方に関する答申の中で、道州制の導入が適当との答申がなされました。それを受け、政府は、道州制ビジョン懇談会を設置し、道州制基本法原案の作成や導入の時期等検討がなされているようです。

全国町村会では、道州制を実施する前に、まずは国の改革が必要であると、国の改革実行を前提に据えた議論の必要性を主張しており、さらには基礎自治体の人口は10万人以上30万人、市町村数を700から1,000程度とする提案に対し、地域ごとの歴史や文化、地形、面積を無視した数合わせの自治体では分権の担い手にはなれない、例え小規模自治体であっても、すべての市町村が基礎自治体として位置づけるべきであるとしております。

県の動きとしましては、さきの6月県議会において佐藤知事は、国と地方の役割や基礎自治体のあり方など、住民からの目線で慎重な検討を重ねるべきであると、道州制導入に慎重な態度を示しております。

町といたしましては、合併せずに自立の道を決断し、財政の再建へ向け懸命に取り組んでおるところであり、住民の信頼を得られる自立した基礎的自治体としてのまちづくりに努めているところであります。

近年の地方分権の進展に伴い、自治体の判断で行政運営が行える範囲が拡大されてきております。具体的には、現在、財産の有効活用について重要課題の一つとして取り組み、普通財産の売却等を積極的に進めております。国庫補助金の交付を受けて取得した財産についても、一定の条件をクリアすれば、総務大臣の承認により処分あるいは転用が可能となったことから、承認の条件や優遇措置の有無などを調査し、適正かつ効率的な活用方法を検討しているところであります。

道州制導入についての議論は今後深まるものと思われませんが、引き続き国や県、町村会等の動向を見据えながら、地方自治の枠組みの変化の中で本町はどうあるべきなのか、皆さんと協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（棚木良一君） 雇用促進住宅全廃についての町長の答弁で納得はするわけですが、1つは、入居者の皆さんもこの全廃については大変不安がっているわけです。町長も、そういった方々と今後町としても話し合いを進めるということですので、早急に具体的にして、その対応をしていただきたいというふうに思いますので、その点について答えていただきたいと思います。

次に、申し込んでも入れない町営住宅ということで、現在11名が待機者ということでありますけれども、実際に申し込んでもなかなか入れないということで、申し込んでも取り下げてしまったり、あるいは町民の皆さんから話を聞いて、入れないから申し込まないといった方々もいるわけでありまして。そうしたやはり低所得者の方々は、民間のアパートではやはり3万も4万も入居費にかかるということで、やはり安い町営住宅に入りたい、そういった町民のニーズにやはりこたえていかなければならないというふうに思うわけでありまして。そういった点で、いわゆる公営住宅のあり方についても検討、あるいは民間のアパートを公営住宅として借り上げる方法などについても検討するということではありますけれども、やはり町民のニーズにこたえるために、早急にこれを作成して、やはりこの対応をしていただきたいと。いつまでに、そういった検討をして作成するのか。それらについてお答えをいただきたいと思います。

次に、国民健康保険の税金のことです。

毎年事務報告書を見ますと、過誤請求者の件数が年々多くなってきているんですね。18年に2,664件で1億2,958万7,190円、19年はというと、2,599件、1億4,203万493円ということで、この点検をしている方は大変な苦勞をして、この間違った請求をただしているわけです。これらについても多くなるのではなくて、やはりいわゆる病院側を指導するというか、町が注意をします。そして、せめてどこの病院が一番多いのか、2番目はどこなのか、そういったことなども公表するようにして、そういった過誤請求がなくなるようにしていくことも、私は国保財政を運営していくためには必要ではないかというふうに思います。その点でも答弁をいただきたいというふうに思います。

そしてまた、市町村国保の財政が、矢吹町ばかりでなくて全国的にどこの自治体でも容易でないと。なぜそのようになったのかといいますと、2つあると思うんです。1つは、臨調行革路線のもとで国庫負担を大幅に削って以来、国庫負担を減らし続けてきたこと。もう一つは、不安定雇用、非正規雇用が急増し、そうした労働者が本来入るべき健康保険から締め出され、国民健康保険に入らざるを得ない状況に置かれていることでもあります。

このことなんですが、今運送屋さんなんか、マスコミ報道でご承知のように、社会保険をやめて国保に入ってくださいというようなことが現在進められているわけでありまして。そうしますと、国保財政がまたまた大変な事態になってくるというようなことがあると思うんですね。そういった点では、やはり国庫負担を削らないで、やはり前に戻すことが1つは必要だと思うんです。そしてまた、事業主さんへの指導、これなども国がやはり社会保険で、やはり厚生年金、こういった形にやはりしていくと。そういったことが私は、町民の皆さんの暮らしを守ることに必要になっていくわけでありまして、そういった点で国に対しても物申す、そういった

ことで町長に頑張っていたきたいというふうに思いますので、その点についてもお答えをしていただきたいというふうに思います。

4番目の高齢者医療広域連合の特別対策については、税務課のほうと2台、これはいわゆる何をそろえると言ったんですか。あと胃がん検診を無料化でやるということですね。これについては了解をするわけですが、後期高齢者医療制度の問題については町長の考え方が私はちょっと違いますので、その点についてですね。

○議長（柏村 栄君） 棚木議員、残り1分ですからね。1分。

○6番（棚木良一君） 後期高齢者については、政府与党からも見直しの声があるわけであります。当然いわゆる後期高齢者医療制度の誤りは、とりつくったり、表面的に見直したり、一部の実施をおくらせたりということでは解決しない問題なんです。そもそも年齢で区切って、今ある医療保険から強制的に脱退をさせて、75歳という年齢を超えただけで1つの医療制度の中に強制的に囲い込んでしまうということ自体が根本的に間違っているということです。世界でも、このように年齢で区切った高齢者差別の医療制度をつくっているところはありません。

私はそういった点では、やはりこの後期高齢者医療制度は廃止以外にないということで、廃止に頑張っていたきたい。私自身、廃止のためにこれからも頑張ります。

○議長（柏村 栄君） 棚木議員、30分過ぎました。以上で終了してください。

それでは、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の再質問にお答えいたします。

雇用促進住宅、町営住宅、さらにはレセプト点検の過誤請求、国保税の課題、後期高齢者医療についての廃止の検討、数多くの再質問がございました。1点ずつ私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

雇用促進住宅については、そこに住んでいる方の不安はもっともだと思います。先ほども答弁させていただきましたが、今後関係する市町村と連携を組みながら、さまざまな形で、陳情等も含めて、買収費用の価格の低減、さらには撤去、取り壊し、そういったものについても住民の不安を解消するために早急に具体的に対応をとってまいりたいと、このように考えております。

なお、関係する市町村との連携による陳情等については、できるだけ早い時期ということで9月の下旬を今考えて、関係市町村と調整中でございます。

町営住宅については、待機の問題、入りたくてもなかなか順番が回ってこないということについては、その仕組み等については先ほどの答弁でご理解をいただいたかと思っております。なかなか困窮度の低い方については、一定の計算式がございまして、後からの人に先に入居していただくというようなことが繰り返されていて、なかなか入れないと。2年、3年、4年ということで、3人ほど今長期にわたって待機している方もいます。いずれにしましても、町営住宅におきましては、先ほども答弁したように、町営住宅の整備計画、これを早急に計画しておるものをつくり上げて町としての方針を明確に打ち出して、住民のご理解をいただけるようにしていきたいなと思っております。

レセプトの点検については、過誤の請求の問題については大変難しいところがございます。町としましては、担当者を配置しながら過誤請求がないようにし、さらには国保連合会のほうにもきちっとした職員がおってレセプトを点検をしているわけですが、今後こういう事例が多いということもきちっと問題提起をしながら、町職員さらには国保連合会のほうにも徹底していただくように私のほうから要望活動をしてまいり、今おただしの件につきましても解消に向けて努力をしてまいりたいというふうに思います。

国保税の問題等についてでございますが、いろいろと国保税がふえて国民の負担、住民の負担を、どういうわけでふえるのかというような制度上の問題も含めて取り上げておりましたが、矢吹町においても大変な問題だということについては、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。国のほうにも、できるだけそういった機会を設けて、国のほうにも制度上のそういった問題、そういったものを、町として要望できるものについては機会をとらえて要望していきたいというふうに思います。

後期高齢者も同様でございます。さまざまな改善すべき事項が議員さんの口から漏れましたが、町としましては、先ほど答弁させていただきましたように、改善すべきものについては町としても機会をとらえて要望活動を続けていきたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。廃止ということではございません。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、6番、棚木良一君の一般質問を打ち切ります。

以上で、通告がありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問は終結いたします。

◎総括質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第2、これより町長から提出されました議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案・請願・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号及び認定第1号については、8名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第51号及び認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号については、7名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員を朗読させます。

それでは、事務局長。

○事務局長（内藤正昭君） それでは、朗読いたします。

第344回矢吹町議会定例会予算決算特別委員会構成。

第1 予算決算特別委員会、平成20年度特別会計補正予算と平成19年度一般会計決算について審議というようなこととなります。青山英樹委員、鈴木隆司委員、藤井精七委員、大木義正委員、熊田宏委員、諸根重男委員、根本信雄委員、栗崎千代松委員。第2 予算決算特別委員会、平成20年度一般会計補正予算と平成19年度特別会計決算を審議していただきます。竹元孝夫委員、鈴木一夫委員、棚木良一委員、角田秀明委員、永沼義和委員、遠藤守委員、吉田伸委員。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第48号、第50号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり付託することに決しました。

次に、9月5日までに受理した請願・陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表、陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午後 3時15分）